

第1章 カントリーレポート：オーストラリア

玉井哲也

はじめに

オーストラリアは、農産物の主要輸出国の一つであり、我が国にとって主要な農産物輸入先国となっている。このため、オーストラリアの動向は少なからず我が国の食料需給に及ぼすところであり、平成18年のオーストラリアの干ばつは広く関係者の関心を集めたところである。オーストラリアと我が国との関係は全体として良好であり、平成19年4月からは経済連携協定（EPA）締結に向けた交渉を行っているところである。

しかしながら、オーストラリアが我が国を始めアジアとの経済的結びつきを強めたのは比較的最近のことである。また、農産物貿易交渉において徹底した自由化を求める際だった立場をとっているオーストラリアだが、かつては農業を保護する政策をとっており、近年まで国家輸出貿易を多数有して貿易に国が関与していたところである。

本レポートでは、以上のような事情を踏まえ、オーストラリアの農業、農産物貿易をめぐる状況について、平易にとりまとめ紹介したものである。

本レポートではまず、オーストラリアの政治経済の基本的動向を紹介した。

次に、農業と農業政策の動向として、その経済に占める地位や歴史的経過を整理した。特に、オーストラリア農業にとって極めて重要な課題となっている水の問題とその対策、そして遺伝子組換え作物を巡る状況を紹介した。地球温暖化が進む中、オーストラリアは水の効率的な管理・利用を一層推進しようとしている。

最後に農産物を中心とする貿易と貿易政策の動向を整理した。近年オーストラリアは積極的に自由貿易協定（FTA）の締結を進めている。また、経済改革の一環として国家貿易の解体が進んでいる状況にある。

このレポートの作成に当たっては、オーストラリアの農業、貿易の現状とそれに至る事情や背景を簡潔に記述するよう心がけたつもりである。なお至らない点も少なからずあると思うが、研究、実務などでオーストラリアにかかわる方々にとって、オーストラリアを理解する上での一助となれば幸いである。

1. 政治・経済の状況

(1) 豪州の政治体制

豪州は連邦制をとり、連邦政府と 6 つの州・2 つの特別地域（北部準州・首都特別地域）政府がある。それぞれが憲法と政府を持ち、州の権限が強い構造となっている。連邦政府と各州政府の間では連邦憲法に従い権限が分割されており、連邦政府の権限としては、関税・消費税の課税、貨幣製造、連邦改正の発議などがその専属的権限となっているが、それ以外は、課税、年金、度量衡、著作権制度さえ、共管権として連邦政府と州政府とが行行使し得る権限とされている（ただし、連邦憲法上、連邦議会の同意なくしては州は軍隊を有してはならないことや、連邦法と州法とで矛盾がある場合は連邦法が優先することが規定されている）。それ以外の、連邦憲法に連邦の権限として規定されていない、警察、消防・救急、学校、病院、環境などの権限は全て州政府の権限とされている（特別地域は州に準じる）。

実体上は、国内問題であっても、貿易等に関連する事項や、複数の州にまたがる事項、全国的な制度の共通化を必要とする事項などを中心に、連邦政府が権限を伸ばしてきている。しかしながら、なお州政府の力は強く、連邦政府が方針を定めても州政府はこれに簡単に従わないことがある。こうした状況を背景に、連邦政府と州政府との間では、協議機関が設けられ、両者が対等の立場で諸課題を検討することとなっている。最も重要な協議機関は、オーストラリア政府間評議会（Council of Australian Governments）であり、連邦首相、州首相等により構成される。ほかに、分野別の意見調整のため閣僚級協議会（Ministerial Council）が多数設けられている。

農業生産、農業政策については、基本的に州政府の権限であるが、農産物貿易に関しては、連邦政府の専属的な権限である。連邦政府内においては、農業に関しては農水林業省が、貿易に関しては外務貿易省が担当する。

なお、オーストラリアの元首はイギリスのエリザベス 2 世陛下であり、連邦総督がその名代を務めている。連邦総督は、連邦政府の首相と大臣を任命し、首相以下閣僚は、国民の選挙により選出される連邦議会に対して責任を負う。連邦総督の権限は、与党党首を首相に任命する形式的なものとして運用されている。ただし、1975 年に連邦総督がその権限を行使して、ウィットラム首相（当時）を解任した例がある。

(2) 豪州の直面している主な政治・経済上の課題

1) 政治・経済面で（更には文化面なども含め社会のあり方に広くかかわって）豪州が長年直面し続けている大きな問題は、自らをどう位置づけていくか、であると考えられる。豪州は、地理的にはアジアに近く位置するが、国の成り立ちからすると「西洋の国」であり、米欧に目を向けた外交政策をとってきている。かつての宗主国イギリスとの関係はかなり薄らいできているが、第二次世界大戦以降、基本的には米国との同盟を軸に外交、安全保障戦略を展開してきており、米国との関係は強

固である。他方で、東アジア、東南アジアとは経済関係が発展しているほか国際協力や安全保障協力でも緊密な関係を有している。自らが世界を主導する立場には立ち得ないことを認識し「ミドルパワー」を標榜している豪州は、アジアと米国とどうバランスをとってつきあっていくかに腐心している。特に最近では中国の台頭が著しく、中国と米国とのどちらを選ぶかという立場には立ちたくない、という点では日本と共通するのではないか。（現在のところは経済関係が中心であるが将来安全保障問題が大きく浮上してくることも予想される）

近年のハワード政権（1996～2007年）では、米国寄りの姿勢が目立っていたものの、それ以前の労働党政権下、ホーク首相、キーティング首相のもとで推進されたAPECの推進などアジアへの接近も継承されている。

- 2) 経済上の課題は、成長の継続であろう。世界経済の堅調な動きや中国などの急速な成長を背景に、資源を輸出している豪州経済も順調に推移している。今後とも堅調で安定した成長が見込まれており、豪州農業資源経済局（ABARE）は、2007－08年度は3.75%、以後2011-2012年度までの4年間はそれぞれ3%のGDP成長を予測している。

豪州は地下資源の大生産国であるが、製造業はさほど発展しておらず、資源を加工しないままで輸出している状況にある。先進国であるにもかかわらず、このような経済構造となっているのは、人口規模が小さいため、労働力の不足と国内市場の不足が原因で製造業の比較優位を持たないためとされている。その結果、農林水産物、地下資源を輸出し、工業製品を輸入するという、「途上国型」の貿易構造となっている。

このように、輸出の主力である地下資源は、中国の経済成長などがもたらした資源ブームのため今後も順調と予想されている一方で、資源を輸出して製品を輸入するという産業・貿易構造となっていることから、豪州国内で消費される製品の付加価値の多くは豪州ではなく外国に帰属することとなっている。

- 3) 移民問題は、18世紀末にイギリスによる豪州植民が開始されて以来の課題である。広大な土地に労働力を確保するため、移民の受入は必須であったが、19世紀前半には囚人による移民（流刑）の廃止の動きがあり、19世紀半ばには中国人移民排斥運動が起きるなど、どのような移民を受け入れるかということは、オーストラリア社会にとって大きな問題であり続けた。

1901年に連邦国家として独立して以後、豪州は、長らく「白豪主義（white Australian policy）」を取ってきた。すなわち、20世紀前半には移民の出身国は、当初の英国中心から拡大したものの、ヨーロッパからの移民が大部分を占める状態が続いた（ただし、「アパルトヘイト」とは異なり、豪州国内において非白人を制度的に差別するものではない）。移民審査は、形式上は非ヨーロッパ系移民を差別するものでは

なかったが、その運用によってヨーロッパ系移民優先の状態を維持してきた。

その後「多文化主義」に転換した連邦政府が、白豪主義を 1973 年に終了したことから、アジア等からの移民が急速に増加した（第 1 表）。1980 年代、1990 年代には多文化主義への反動も見られたが長続きはせず、今ではそれも一段落し多文化主義は着実に定着しつつあるように見受けられる。豪州は、年間 10 万人を超える移住者（永住権）を受け入れており、近年は移民による人口増加への寄与度が、自然増による人口増加とほぼ同じレベルとなっている。なお、永住権や国籍の取得要件は時として変更されるが、移住希望者が毎年受入れ枠よりもはるかに多い状況、優秀な移民を受け入れることで豪州の発展に資するという観点から、次第に移住審査要件は厳しくなっている。

第 1 表 移民の構成 (%)

	1947-61		1984-85	1994-95	2004-05
英国	32.4	英国	15.0	12.2	14.8
欧州	65.0	その他	33.8	38.4	23.9
その他	2.6	アジア	31.2	26.3	32.6
		中東、アフリカ	5.9	9.0	13.4
		米国、N Z	13.7	14.0	15.4

出典：布川(1998)「オーストラリアの暮らしと心」及び ABS(豪州統計局)(2006)“Yearbook of Australia”(豪州年鑑)。

4) 経済改革

豪州経済は、1970 年代から 80 年代にかけて、石油危機などの影響もあって低迷した。1980 年代後半からの規制緩和等の国際的な経済改革の流れ、特に隣国ニュージーランドでの一連の経済改革が成果をあげたことを受けて、経済の停滞は外的要因のみによるものでなく高関税や競争を阻害する国内の各種規制が原因になっている、との認識のもと、国内経済改革の機運が高まった。このため、1993 年 8 月にキーティング首相（当時。労働党）に提出された「ヒルマー報告」を受け、1995 年 4 月に、オーストラリア政府間評議会において「全国競争政策」が合意された。これは、経済活動における競争制限的行為の禁止範囲を拡大し、規制緩和を徹底するなど、自由競争を促進することを基本とするものであり、現在も全国競争政策に基づく政策の見直しが続けられている。

全国競争政策では、電気、ガス、水道等の国営事業についての効率化方策をそれぞれ規定したほか、経済全般にわたって、競争制限的な法律を見直すことを取り決めており、連邦政府、州政府それぞれで見直しが行われた。法律見直しの際の考え方は、i) 制限により社会全体にもたらされる利益がコストを上回る場合、又は、ii) 競争制限以外の方法では法律の目的が達成できない場合、を除いては競争制限的法律は認

められない、とするものである。後述する、小麦等の輸出国家貿易の見直しの検討が行われてきたのも、この流れの一環であり、農業・農産物貿易にも少なからず影響を及ぼしている。1996年から11年半にわたり首相を務めたハワード氏は、経済合理主義者であり市場経済志向の新保守派と評価されていたが、このように、規制緩和をはじめとする経済改革は、ハワード政権以前（労働党政権時代）から始まった流れであり、その基本的路線は今回（2007年11月24日）の総選挙で労働党政権に交代した後も継続すると思われる。

（3）豪州の政治状況

豪州は、保守政党（自由党と国民党）と労働党との二大政党で、連邦発足当初から政権交代を繰り返してきている。

2007年11月の総選挙の結果、政権交代が起きたが、それまでは、1996年以来ハワード首相（自由党党首）の保守連立の長期政権であった。最近の過去10人の首相の平均在任期間をみると、豪州は、ハワード首相までで在任期間の平均は6年弱であるのに対して、日本の場合は2年弱（日本については現在の福田首相を含まない過去10人の首相の平均在任期間）となっており、豪州の首相の平均在任期間は、ハワード首相に限らず長い傾向にある。この10人に含まれていないが、メンジーズのように通算17年間首相を務めた例もある。

首相に限らず、ハワード政権の大臣は、多くの場合、継続して大臣を務める傾向があり、大臣在任期間が長かった。ハワード首相自身は、1974年に連邦議会に初当選し、その翌年には36歳で大臣となり、以後1983年の保守連立政権の終了まで閣僚職を歴任した。1985年に就任した自由党党首の座は一時失っていた期間があるものの、自由党が野党となっていた1983～96年の間も影の内閣の大臣を継続して務めている。

また、ハワード政権について、農業に関連の深い、貿易大臣、農水林業大臣、運輸・地方サービス大臣を見ると、歴代の大臣は第2表の通りであった。アンダーソン、ヴェイル、トラスが継続して関係閣僚を歴任しているのが一目瞭然であり、特にヴェイルは3つの閣僚を全て経験している。また、トラス、マクゴーランとも、農水林業大臣に就任する前から、これら以外の大任職をハワード政権下で歴任していた。なお、この3つの閣僚職を歴任しているのは、いずれも自由党とともに保守連立政権を構成する国民党の議員である。国民党は小党であるが、もともと「地方党（Country Party）」として発足したその名前が示すように、地方部の利益を代する政党である（1919年に発足。1982年に国民党（National Party）と改称）。

第2表 ハワード政権の農業・地方関連閣僚

貿易大臣	農水林業大臣	運輸・地方サービス大臣
フィッシャー(1996-99)	アンダーソン(1996-98)	シャープ(1996-97)
		ヴェイル(1997-98)
ヴェイル(1999-2006)	ヴェイル(1998-99)	アンダーソン(1998-2005)
	トラス(1999-2005)	
トラス(2006-07)	マクゴーラン(2005-)	トラス(2005-06)
		ヴェイル(2006-07)

豪州経済の中で農業の占める地位は低下してきているものの、農業は、国民党という特定の政党との結びつきが強く、上下両院合わせて14名の議員を連邦議会に送り出しており、その有力議員が、地方、農業、貿易関係の閣僚を務めることから、農業の政治的地位は、特に保守連立政権のもとでは、相対的に高いと言えそうである。

また、オーストラリア農業は、輸出依存であり、世界貿易の自由化を志向するのが基本的な方向であることに加え、貿易担当大臣と農業担当大臣とが、ともに国民党であり地方部の利益を明確に代している立場にあるということから、豪州においては、農業担当セクターと貿易担当セクターとの間の交渉に際しての立場の差は小さく、調整にも困難が少ないものと推察できよう。もちろんその基礎としては、豪州の主力輸出品である地下資源、農産物がともに、「地方産業」と位置づけられ、国民党がその利益を代する立場にあるという事情がある。

(4) 政権交代

2007年11月24日に投票が行われた連邦議会の総選挙において、労働党が勝利し、11年半を超えるハワード保守連立政権(自由党と国民党)に終止符が打たれることとなった。新内閣はラッド労働党党首が首相となり12月上旬に発足し、政権政党が変わったことから当然ながらハワード内閣の閣僚は全て退いた。

政権は交代したことで、今後の豪州政府の政策にどのような変化があるかに注意を払う必要があるが、農業や貿易に関して政策や方向性が大きく変わることはないと思われる。規制緩和等ハワード政権下で進められた経済改革も、もともとそれ以前の労働党政権の改革からの流れを引き継いだ形であり、その面でも大きな政策転換は生じないのではないか。

（コラム1） 豪州の主要政党

豪州の基本的な政治の構図は、自由党と労働党の二大政党制であり、2つの党が政権交代を繰り返してきている。

農業政策、貿易政策に関しては、保守連合（自由党、国民党）、労働党ともに、自由貿易推進という基本的立場は共通していると思われる。その中では、第一次産業を基盤とし、「地方、遠隔地の事業を支援すること」を追求すべき基本的価値の一つとして掲げている国民党が、もっとも国内農業への補助・配慮に熱心と言えよう。なお、現在の国民党議員（連邦議会）の出身州は、クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州の3州のみである。（西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州からは、国民党議員が議会に出ていない）

国民党は、少数党であり単独で政権を取ることはなく、連立する相手は常に自由党との保守連立である。最近の連邦政府は、1975年からの保守連立政権が、1983年に労働党政権に交替、1996年以降は11年半にわたり保守連立政権となっていた。

労働党は、19世紀半ば以降の労働運動、労働組合運動にその起源を有し、労働者階級の利益を代する労働組合により形成された。1901年に連邦政府が成立すると、そのわずか3年後の1904年には政権をとっている。自由党は、労働党に反対するための政党として、社会のビジネス部門である、製造業、金融、商業のなかにその起源をもって結成された。

国民党は、その前身である地方党が、もともと農牧畜業者を党員として形成されてきたという経緯もあり、支持基盤である農牧畜業者との結びつきが強い。ただし、地方人口の減少に直面して支持基盤を拡大する必要に迫られたことから、「国民党」と名称変更（1982年）するとともに、形の上では党組織と議会政党とのフォーマルな関係は断ち切った。それでも依然として国民党の支持の基盤は農牧畜業者であり、支持層の人口減少のため、得票率は低下してきている。

2. オーストラリアの農業

(1) 農業の経済、社会の中での位置づけ、性格

1) 豪州農業の歴史

オーストラリアの農業の歴史は、1788年にイギリスにより最初の入植が行われた時期にまで遡る。オーストラリアは、イギリスの入植地であり、米国の場合とは異なって本国イギリスからの独立運動などもとりたてて起きなかったことから、遠距離にもかかわらずイギリスとの経済関係は密接であり続けた。19世紀前半はイギリスへの羊毛輸出のため、牧羊業が大きく発展し、大規模・粗放的な放牧経営が展開し、大牧畜経営者（スクワッター）が内陸部を中心に強い勢力を持つようになった。

19世紀半ばにメルボルン近郊などで金が発見されゴールドラッシュが発生したために人口が急増したこともあって、穀物生産が拡大し、他方で羊毛産業の不況もあって、19世紀末にはそれまでの大牧畜経営者による「支配」は終焉した。

羊肉や牛肉は缶詰や乾燥肉として輸出されていたが、1860年代には冷凍輸送船が運航開始し、冷凍での輸出が行われるようになる。

灌漑事業は、19世紀末頃から取り組みが始まり、20世紀前半には盛んにダムや灌漑施設が整備された。穀物も海外輸出されるようになり、第1次世界大戦時には穀物生産が政府により奨励されるなどして、穀物農業は20世紀前半拡大を続けたが、20世紀後半には面積的な拡大は鈍化する（小麦栽培面積は、1891年の3百万エーカーから1931年には14.7百万エーカーと40年間で5倍となったが、その後は2005年の面積が32百万エーカーと、75年間で2倍の増加にとどまっている）。

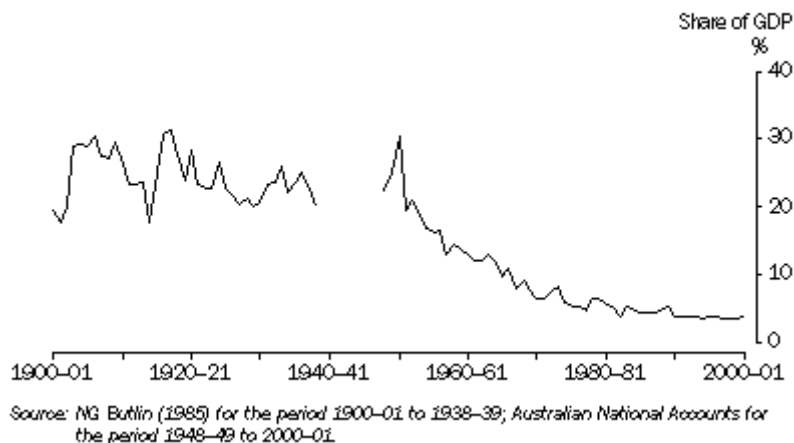
このような形で、豪州の主要な輸出農産品である羊毛、食肉、穀物の生産と輸出は拡大してきたが、後述するような水資源の制約もあることから、農業生産の面的な拡大については、既にほぼ限界に達していると思われる。

2) 農業の位置づけ

1901年にオーストラリア連邦が成立し、オーストラリア全体の統一関税を設定する権限を持つ連邦政府は、製造業保護のためにその関税水準を引き上げた。また、第一次世界大戦が起きると、ヨーロッパからの輸入が途絶えたことからそれまで輸入に頼っていた工業製品を自国で製造する必要も生じた。こうしたことを契機にオーストラリアでは工業化が進み、それまで国民経済の大きな部分を占めていた農業の地位は低下していく。全生産（第三次産業を除く）に占める農業の割合は、1892年の58%から、1932年48%、1967-8年度28%へと低下する。

第三次産業も含めたGDPに占める割合で見ると、農業は、1900-01年度の19.4%から、1950-51年度には30%超となったが、その後は低下の一途をたどっており、2000-01年度は3.7%、2005-06年度は2.7%へと低下してきている（第1図）。農村地域の人口や農業労働者数の割合も低下の一途をたどっている。

S13.2 AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHING



第1図 豪州の農業のGDPに占める割合

出典：ABS(豪州統計局)(2005) "Yearbook of Australia"(豪州年鑑)。

他方で、輸出に占める農業の割合は、相対的にはなお高い。オーストラリア農業の特徴は、その輸出志向にある。野菜・果実、豚・鶏肉といった品目は主として国内向けであるが、小麦で74%、牛肉64%、羊毛98%、乳製品57%と輸出比率が大きく、農産物全体では64%が輸出されている（2002-03年度～2004-05年度の平均。金額ベース）。近年、地下資源・エネルギー資源の価格上昇と輸出量の増大によってその輸出シェアが拡大していることから、農産物の輸出シェアは低下してきているが、なお、輸出額に占める農産物の割合は18%に達する（2005-06年度。もっとも、1950年代初期の75%、1974-75年度の44%からすれば大きく減少している）

3) 農業政策の変遷

かつてのオーストラリア農業は、厳しい気象条件のもとで、食料の確保が求められたこと、輸出産品として重要だったことから、保護政策の対象となっていた。

20世紀前半には、第1次世界大戦からの復員軍人の定住措置での自営農家創設や各種品目の生産への賞金などの生産奨励措置が行われた。1940年代は、農業生産者の生活安定、マーケティングの組織化、最低価格保証中心の政策が行われており、引き続き1950年代にかけては「増産」を掲げ、第2次世界大戦からの帰還軍人の入植や各種保護措置（作物ごとに様々。価格保証、二重価格制、補助金、国境措置、生産制限、販売規制、等）が行われた。

1960年代から、政策の一貫性のなさへの批判が行われるようになり、1970年代には、政策形成に経済合理性の観点を導入する動きが強まる。1979年に設立された農業者の全国団体「全国農業者連盟」（National Farmers' Federation）は、設立当初か

ら価格・需給調整を否定し、市場志向での農業所得安定を目指す方針を標榜していた。そして、1980年代には、各種安定化措置、価格調整等を廃止し規制緩和を目指す方向へと政府の政策が転換していく。

1970年代、1980年代の農政改革の流れは、作物別の支援措置を廃止し、市場経済に向けての構造調整達成に焦点を当てたことである。経済合理性の議論が取り入れられ、更に1990年代には、困窮農家の支援よりも生産性の低い農家の引退を政策目標として掲げるに至る。1990年代には、農業部門に限らず、規制緩和、市場志向を求める声が強まり、政府関与を縮小するため「国家競争政策」（1995年）が策定されて、国営企業の民営化や販売独占権の見直しなど経済改革、規制緩和が進められることとなった。後述する豪州小麦ボード（AWB）の改革が進められたのも、この流れの一環である。

4) 主要な農業・食料政策

連邦政府の権限は、対外政策や各州横断的な政策に限定されており、農水林業省が実施する連邦政府の農業政策は、輸入検疫、輸出品の認証、干ばつ対策、国際貿易交渉（直接ではなく、外務貿易省を通して参画）といったことである。その他の農業政策は、各州政府が担当しており、各州の独自性が見られることも多い。

また、連邦政府による直接的な生産振興政策としては、かつて1970年代頃までは、灌漑農地開発のための大規模なダムや灌漑施設の建設が行われたが、最大の事業であったスノーウィ・マウンテン計画が1974年で完了し、水資源開発が一巡したことから、ほとんど見られなくなっている。

小麦、食肉等の作物部門ごとの対策は、連邦政府や州政府の法律で設置されている法定機関によって実施されてきており、その運営資金は原則として、生産者等からの課徴金（Levies）で賄われている。

第3表 オーストラリアの国内農業補助金（2005-06年度）（百万豪ドル）

	連邦政府	州政府小計	豪州計
黄色の政策	206.61	—	206.61
緑の政策	1374.02	714.88	2088.90

出典：豪州政府のWTOへの通報からとりまとめ。

注：黄色の政策の約束水準は、471.86百万豪ドル。

連邦政府や州政府の農業担当省庁が、個別作物ごとの政策に関与する度合いは低い。WTOに対して通報された国内支持の内容を見ると、連邦政府、州政府を合わせて、削減対象となる黄色の政策が約2億豪ドル、削減対象とならない緑の政策が約21億豪ドルである（第3表）。黄色の政策のほとんどは、酪農の構造改革に伴う

補助である。緑の政策の過半が、研究・開発、病虫害防除、普及・啓発、検査などの一般サービスであり、残りの大部分を干ばつなどの自然災害被害の救済と環境対策が占める。農家等に対する補助金の性質は、主として、経営管理能力の向上や、環境対策などとなっている。⁽¹⁾

5) 州政府の農業政策

農業政策は州ごとに異なり、連邦政府とは異なるメニューが用意されている。農地の環境対策を担当する部局が、州によって異なるといった例もある（ヴィクトリア州では第一次産業省が担当しているが、ニューサウスウェールズ州では環境保護省が農地も含めて環境対策を一括して取り扱っている）。

各州の農業政策に共通していることは、農業経営者・従事者の教育・訓練、普及などに関する支援が中心であって、農業生産そのものに対する補助は少ないという点で、これは連邦政府とも似通っている。

農業生産額で上位を占めるニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州の農業関係政策を例にとると、ニューサウスウェールズ州においては、一般的な教育訓練、普及サービスの他、農地への植林の啓発、園芸農業への助言・経営相談、農薬・家畜衛生等に関する規制や検査、調査研究などを行っている。また、干ばつ対策でも連邦政府の救済策のほか州政府独自の対策を有する。

ヴィクトリア州においては、情報提供・普及のほか、家畜疾病の予防、家畜福祉、農薬規制、病虫害防除、植林の啓発、環境対策などを行っている。

6) F a r m B i s について⁽²⁾

オーストラリアの農業政策の一つの典型として、F a r m B i s（ファームビズ）の例を紹介する。

F a r m B i s とは、オーストラリアの農林水産業をより競争力の強い、持続的でかつ収益性の高いものとしていくための総合的政策パッケージ、「オーストラリアを前進させる農業」(Agriculture Advancing Australia (AAA)) の一環であり、1998 年に開始された。

F a r m B i s は、農家等の経営及び天然資源管理の技術を向上させるため、教育・訓練プログラムに参加する農家等にその費用の一部を助成するものである。教育・訓練の分野としては、人的資源管理、財務管理、販売、天然資源管理などがある。F a r m B i s は、連邦政府と州政府の合意により行われ、補助に要する経費は、連邦政府と州政府とが 5 割ずつ負担する（補助率は、州や個々のプログラムによって異なる）。連邦政府の基本的方針の範囲内で州政府が実施するため、州ごとに対象となる訓練の内容や補助対象となる経費の種類も異なっている。

なお、更に言えば、現行の F a r m B i s には、連邦政府との調整が付かなかったニューサウスウェールズ州は、参加しておらず、こういったところにも州政府の

独自性が見られる。

(2) 水問題

1) 頻発する干ばつと不安定な生産

オーストラリアは、日本の約 20 倍という広大な国土を持つが、世界で最も乾いた大陸と言われている。豪州の年平均降水量は、472mmと日本の約 3 分の 1 であり、しかも偏在しており、最北部、南西部、東部沿岸地域では適度な降雨があるものの、他のほとんどの地域では降水が少ない。

水の利用に関しては、豪州で使用される水の 3 分の 2 が農業に向けられている（灌漑等の水使用であり、灌漑によらない穀物作などで実際には使われている水の量は含まれない。農業で使用される水の 9 割は灌漑用水）。なお、灌漑地域が集中しているのは、南東部のマレー・ダーリング川流域であり、この地域で農業用水の使用の 4 分の 3 が発生している。

豪州の国土面積の約 6 割が農用地であるが、灌漑が行われているのは約 250 万ヘクタールにすぎず、農用地全体の約 0.5%にとどまっている。すなわち、面積で見れば、豪州の農用地のほとんどは天水に頼っていることとなる。しかしながら、前述のようにもともと降水量は少ないうえ、非常に不安定で、月単位、年単位でも大きく変動する。特に、エルニーニョの影響を受けると、何年にもわたる少雨が続く、干ばつに見舞われることが往々にして生じる。

豪州で過去 100 年余りに生じた干ばつには、主なものとして第 4 表に示したものがある。このほかに、地域的な干ばつもしばしば発生している。また、この後にも、2003 年と 2004 年に、干ばつがほぼ豪州全域に影響を与え、小麦等の収穫量が平年の 4 割に落ち込むなどの影響が出ており、2007 年も干ばつにより生産に大きな影響が出た。

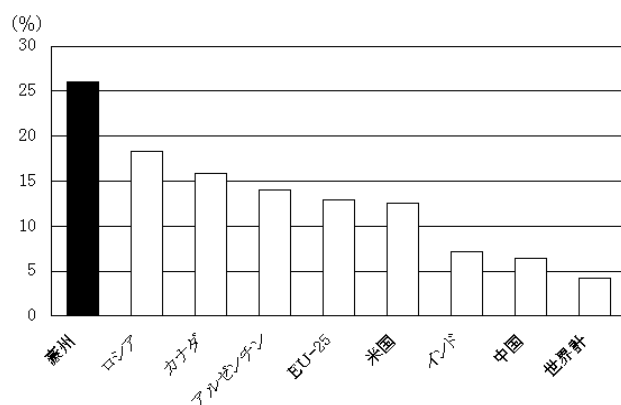
第 4 表 豪州における主要な干ばつ

期間	特に被害が大きかった地域等
1864-66年	VIC, SA, NSW, QLD, WA
1880-86年	VIC（北部及びGippsland）、NSW（北部小麦ベルト地帯、北部台地、サウスコースト）、QLD（南東部、海岸部、中央高地）、SA（農業地域）
1888年	VIC（北部及びGippsland）、TAS（南部）、NSW, QLD, SA, WA（中央農業地域）
1895-1903年 連邦干ばつ	全国的に甚大な被害をもたらした史上最大の干ばつ。最も被害が甚大だったのは、QLD海岸部、NSW内陸部、SA、オーストラリア中央部。1億頭以上いた羊が半減し、牛も4割以上減少。
1911-16年	VIC（北部、西部）、TAS, NSW（内陸部）、QLD, NT（Tennant Cree

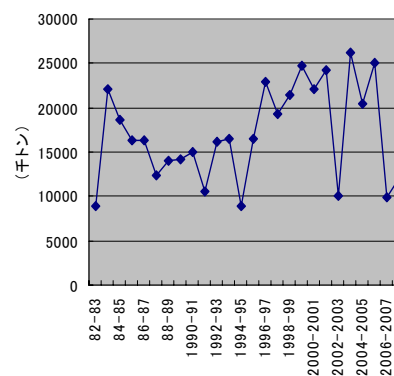
	k-Alexandria Downs地域), SA, WA
1918-20年	QLD, NSW, SA, NT (Darwin-Daly Waters, 中央), WA (Fortescue 地域), VIC, TAS
1939-45年 第2次大戦干ばつ	NSW (海岸部), SA (牧畜地域), QLD, TAS, WA, VIC, NT (Tenant Creek-Alexandria Downs地域, 中央)
1958-68年	連邦干ばつに次ぐ干ばつ。QLD, SA, WA, NSW, NT (中央)
1982-83年	VIC, NSW, QLD
1991-95年	QLD (中部, 南部), NSW (北部)

出典：ABS(豪州統計局)(1988), "Australia Yearbook"(豪州年鑑)を中心に、豪州気象庁資料から補足してとりまとめ。

注：VIC：ヴィクトリア州，SA：南オーストラリア州，NSW：ニューサウスウェールズ州，QLD：クイーンズランド州，WA：西オーストラリア州，TAS：タスマニア州，NT：北部準州。



第2図 主要国における小麦の生産変動の比較



第3図 豪州の小麦生産量の推移

(備考) 平均生産量に対して、例年どの程度の振幅があるかを表す。

出典：ABARE(業資源経済局), "Australian Commodity Statistics", "Crop Report" からとりまとめ。

このように、もともと少雨、不安定な降雨のもとで「限界地農業」が行われていることから、気象災害を受けやすく、生産は年によって大きく変動する。上に示したのは、1987-88 年度以降の主要国における小麦の生産変動度合い（第2図）と、豪州の小麦生産量の推移（第3図）である。変動度合いを見れば、主要小麦生産国の中で、豪州の生産量の不安定さは際だって高いことが、一目瞭然である。

2) 都市生活への干ばつの影響

また、今回の干ばつでは主要都市周辺の水がめでも貯水率が低下して厳しい水利

用制限が行われることとなった（第5表）。

第5表 オーストラリアの主要都市の水使用制限状況（07年6月中旬）

都市名	水利用制限	貯水率
キャンベラ（首都）	ステージ3（2006年12月～）	31.5%
シドニー（NSW）	レベル3（2005年7月～）	39.2%
メルボルン（VIC）	ステージ3（2007年1月～）	28.4%
ブリスベン（QLD）	レベル5（2007年4月～）	18.2%
アデレード（SA）	レベル3（2007年1月～）	65.3%
パース（WA）	恒久的規制（散水制限など）	20.5%

注．各都市ごとに運用基準，制限内容が異なる．

シドニーのレベル3の制限の例：散水は，手持ちホース又はドリップ・システムで，週2回（水・日），10時以前と16時以後のみ．洗車はバケツに汲んだ水でのみ可．違反者には220豪ドルの罰金．

3）豪州政府の水対策

こうした状況に対応して，豪州では，水対策に力を入れている。

もともと，水資源の開発は1970年代頃までに一巡しており，北部などの全く新規の水資源を除いては，既存の農業地域での大規模な水資源開発は想定されない。従って，既存農業地域等に関して言えば，水資源問題への取組は，老朽化した施設の更新等による水の逸失の防止，水利用の効率化，節水など，限定された水を無駄にせず効果的に使うことに焦点が置かれることになる。

水資源の管理，利用は，州政府の権限であるが，河川の流域が複数の州にまたがることや水質，環境対応など，全国的に基準・水準を統一，向上することが必要な側面もあることから，連邦政府が基本政策を策定しているほか，個別の水資源管理にも関与している。

水管理の戦略としては，2004年6月に，オーストラリア政府間評議会が国家水憲章を策定した。5項目の主な達成目標と，水改革の鍵となる8分野を示している。同憲章を踏まえ，連邦首相のもとに置かれている国家水資源委員会が，水管理ビジョン（2006年9月）を示している。

実行プロジェクトとしては，豪州水資源基金（2004年7月，連邦政府により設置）があり，5年間で20億豪ドルを使い水管理手法の開発・改善，節水の啓発等を行うこととなっている。3つのプログラムから成り，うち2つを国家水資源委員会が，1つを農水林業省・環境水資源省（Environment and Water Resources）が実施する。

- ・ 全国的な水水準の向上 2億ドル（全国水委員会）

灌漑や都市用水の総合的な管理，水資源知識の啓発のため，水量計基準の見

直し、都市部の水資源計画の評価、水資源のベースライン評価、水利用の詳細な地域別データの収集など、水資源の計測、モニター及び管理の能力の増進。

- ・ ウォーター・スマート 16 億ドル（全国水委員会）
水のリサイクルや再利用、漏水の防止、過剰割当の是正や農業における水利用効率の向上など、効率的な水利用の技術や慣行の普及・確立の促進。
- ・ 地域社会への水補助金 2 億ドル（農水林業省・環境水資源省）
地域社会内での水の節約への取組・啓発・投資を通じて、賢い水利用文化を推進するため、地域社会からの提案・応募に対して補助。節水のための最良慣行の奨励や地方の必要や問題に対応した賢明な水問題解決策の実演を実施。

4) ハワード首相のイニシアチブ

更に、ハワード首相（当時）は、2007 年 1 月 25 日、水確保全国計画（National Plan for Water Security）を発表した。

100 億豪ドルを使って水利用効率の改善、水配分の改革、河川管理の改善等を行うというものであり、①節約された水は、連邦政府と灌漑事業者とで折半、②マレー・ダーリング流域の管理を連邦政府の専管化を図る、③北部の水の開発・利用の検討チームの設置、④大鑛井盆地（Great Artesian Basin）の持続可能イニシアチブ第 3 フェーズへの資金拠出、等から成る。

このうち、マレー・ダーリング川流域は、106 万平方キロメートルの広大な流域で、灌漑農業が盛んな地域であって、連邦、ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、南オーストラリア州、クイーンズランド州、首都特別地域の 6 つの政府で構成するマレー・ダーリング川流域委員会が管理している。ハワード首相のイニシアチブでは、このマレー・ダーリング川流域を連邦政府の専管に移管しようとするものである。

なお、関連した動きとして、国家水資源委員会が、2007 年 5 月 17 日、全国の都市部水施設の成績報告（National Performance Report for Urban Water Utilities）を初めて発し、住宅での水使用量、リサイクル率、水道料金、漏水量、水施設事業の収支を明らかにした。

5) 北部の水開発の検討

水資源に関するブレイクスルーの可能性としては、未開発の北部地域の多雨地帯の水を利用することが考えられる。水確保全国計画では「北部の水の開発・利用の検討チームの設置」を掲げているところ、同検討チームは、6 月から会合を行っている。議長のヘファナン上院議員（自由党。ニューサウスウェールズ州。政権の交代に伴い、2008 年 1 月末に議長を解任された）は、北部を食料庫とする、と意気軒

昂の様子だったが、環境団体等からは北部の生態系に与える影響や、北部の土壌等の条件が農業に適していないとして、反対が表明されている。また、これまで現に商業ベースでの大規模な農地開発が行われてこなかったこと、西オーストラリア州北部のオード川の灌漑事業が失敗と評価されている、といった事実があり、行われるとすれば巨大大業となるであろう北部の農業開発が具体化するかどうか、実施に移されてもどの程度の成果を上げるか、見通しは立てがたい。仮に検討とその後の開発が順調に進むとしても、10年、15年といった期間では食料需給に影響を与えるような進展はないと思われるが、今後の推移が注目される問題ではあろう。

(コラム2) オーストラリアにおける外国人の農用地取得規制等⁽³⁾

オーストラリアの自然は厳しいが、広大な土地で農業に挑戦したいという人もいるだろう。日本人が豪州で農地を購入して、自ら農業経営を行う場合にどのような制約があるかをみると次の通りである。

日本人であっても、オーストラリアで農業に投資をしたり農地を取得することは可能である。ただし、実際に自らがその土地で農業をしようと思うと、入国管理関連で困難があるようだ。

1 連邦政府による規制

(1) 海外直接投資の事前認可制度

一定額を超える農地購入（基本的には1億豪ドル（約100億円相当）を超える場合）には、事前認可が必要。逆に言えば、一定額以下の農地であれば事前許可なく購入が可能。

事前認可申請があると、豪州の「国家の利益」に反しないかが審査される。申請が拒否されるケースは少ない（件数にして1%程度）。

(2) 査証（ビザ）

外国人が自ら豪州内で農業経営を行うならば、それに対応する査証が必要となる。事業主暫定査証（サブクラス160）がこれに該当するところ、その取得には種々の要件をクリアすることが必要である。

- ・ 事業経験
- ・ 年齢：45歳以下
- ・ 英語能力
- ・ 資産：50万豪ドルを豪州に移管可能 等

2 州政府による規制

外国人のみを対象とする規制は無い。豪州人に対する規制（水利用制限、環境規

制等)は、外国人にも同様に適用される。

(3) 豪州におけるGMO（遺伝子組換え作物）の状況

1) GMO規制等の概要

(i) 規制

2001年、豪州ではGMO農産物・食品に関して2つの新たな規制が導入された。

第1は、GMOの環境放出等を規制するため、従来のガイドラインに代わり制定された遺伝子技術法（G T法）が6月から施行されたことであり、G T法に基づく遺伝子技術規制官（G T R）が12月に任命されている。G T Rが、商業栽培のほか、試験栽培等も含めGMOの環境放出についての許可を行う。許可のない栽培は違法とされる。

第2は、GMOの食品示義務が課されたことであって、豪州・ニュージーランド共通食品基準規範に基づくGMO示基準が12月に施行された。食品が、GMOにより改変された性質を有する場合や、食品中に新規のDNA・タンパク質が存在する場合には、その旨を表示しなければならないこととされている（意図せざる混入で1%までであれば表示しなくてもよい）。

(ii) 栽培の現状

従来、豪州で商業栽培の認められているGMO作物は綿花のみであり、害虫耐性、除草剤耐性の品種が栽培されている。（このほか、食用ではないが、GMOカーネーションも商業栽培が行われている。）

2003年に、GMOカノーラが遺伝子技術規制官から商業栽培を認可された。主として、除草剤への耐性のある品種である。

カノーラについてはクイーンズランド州と北部準州を除く州（カノーラの主要な生産地）で、州政府がGMOカノーラの栽培を禁止する法律を導入し、この「モラトリウム」のため、GMカノーラの商業栽培は行われていない状況にあった。しかし、ヴィクトリア州とニューサウスウェールズ州ではこのモラトリウムを見直し、2008年作期からGMカノーラの栽培が行えることとされた。

2) 関係者の意向

国内には、GMOに対する懸念を持つ消費者が多く存在していること等が、各州政府がGMOのモラトリウム法を制定・継続する背景となっている。

農業関係者には、内外の非GMO需要に応じて（あるいは内外の非GMO需要志向の消費者から忌避されないため）GMO導入を抑えるか、GM作物を大規模に生産するアメリカ、カナダ等に後れを取らないためにこれを積極導入するかのジレンマがある。しかしながら、政府の政策助言グループである「豪州農業食料政策協議

会」が発出した農業政策の方向性に関する報告（コリッシュ・レポート）では、明確にGMO推進の立場をとっている（同協議会議長のコリッシュ氏は全国農業者連盟の元会長でもある）。

豪州連邦政府は、「国家バイオテクノロジー戦略」の下で、分別流通の確立と、GMOが社会的に受容されることを促進することに取り組んでいる。分別流通に要するコストの試算や海外市場でのGMOカノーラの受容度の検討を農水林業省の研究機関である豪州農業資源経済局（ABARE）が行っている。明確にGMO作物推進の立場に立ち、危険がないようにGMOが管理されていることを啓発し、そのメリットを宣伝して、消費者等の拒否反応を和らげようとする一方、デメリットとされるものを解消するための検討（分別流通など）に取り組んでいる。

3) 今後の動向と予想

これまでのところ、世界で商業栽培が広まっているGMOは、トウモロコシ、大豆、綿花、カノーラ等であり、小麦、大麦、コメについてはGMOの商業栽培は行われていない。カノーラは豪州にとって主要作物の一つではあるが、非GMOであることを利して、GMOカノーラの輸入を禁じているEU市場で有利になっている状況もある（EUがGMOカノーラのほとんどの品種の輸入を容認していないことから、カナダがEU市場を失い、替わってオーストラリアがEU市場を獲得した）。このような状況が続くのであれば、農業サイドとしても内外の消費者の反対に抗してまでGMOカノーラを推進しないかもしれない。

しかしながら、カノーラに関しては、豪州農業資源経済局が、非GMOカノーラの価格プレミアムはほとんどなく、高価格で販売できる市場はニッチでしかない、との分析を行っている。また、EUがカノーラの禁輸を解除するとの観測も取り沙汰されている。このように、GMO栽培によるデメリット自体、あるいはデメリットについての懸念が次第に低下したり、非GMOのメリットが失われていくことになれば、GMOカノーラの栽培を求める動きが強まっていくと考えられる。特に、干ばつの頻度が高まるなどして乾燥に強いGMO品種への要請が更に強まったり、豪州にとってカノーラ以上の主要品目である小麦や大麦でGMO品種の商業栽培が行われるようになれば、それは更に加速されることが考えられる。

（参考：GMOと有機農産物について）

豪州では、有機農産物・食品について、有機認証機関が、対象農産物等が全国有機基準に適合していることを認証する仕組みがある。

有機認証機関は、豪州検疫検査局（AQIS）の審査を経て認定される。現在7機関が認定を受けており、1992年に策定された全国有機基準に従って認証を行っている。うち5機関はEUへの輸出適格（認定されたものがEUで有機農産物と認められ

る），全7機関がEU以外の全ての国への輸出適格を有する。

なお，全国有機基準は輸出に関してのみ強制力があるものである。国内市場で「有機」と示す農家・販売者が，全国有機基準に適合している旨の認証を受ける義務はない。ただし，国内向けの有機産品についても，自主的にAQISの認定を受けた認証機関による認証を受けることが多く，事実上の国内基準ともなっている。

全国有機基準では，GMOを含むものは有機農産物・食品とは認められない。

3. 貿易

(1) 貿易状況と基本的な貿易政策

1) 豪州の貿易概要

豪州は、OECD加盟の先進国であるにもかかわらず、その貿易構造をみると、一次産品（農林水産物、資源・エネルギー）が輸出の中心であり、国内製造業は、それが輸出の主力となるほどには発展してきていないことが伺われる。2006年の物品輸出の総額1657億豪ドルに対し、一次産品の輸出は1017億豪ドルと、6割余りを占めている。

豪州の主要輸出品は、石炭、鉄鉱石、金、原油、アルミニウム、天然ガス、牛肉、小麦等であり、主要輸入品は原油、乗用車、石油製品、コンピュータ、通信機器、医薬品、金、貨物自動車などである。

OECD資料によれば、豪州の関税率は9.7%と途上国よりはかなり低くなっており、その内訳は、農産物が3.3%であるのに対し、工業製品が10.6%と相対的に大幅に高い関税率となっている（OECDによる、ウルグアイ・ラウンド後の譲許税率の試算。一定の方式で従量税を従価税換算し単純平均したもの）。また、WTOの貿易政策レビューによれば、豪州による一方的関税引き下げの結果、2005年時点の実効MFN関税率は平均3.8%、農産物では1.4%となっている。

豪州において、このように工業製品の関税率の方が高くなっているのは、上記のような貿易構造や製造業の比較優位性を持たない国内産業の状況、1970年代まで工業製品を高関税などで保護してきた貿易政策の経緯を反映したものと考えられ、ニュージーランドを除き他の先進国ではあまり見られない特徴であろう。

また、豪州経済の貿易依存度は高まってきている。豪州のGDPに占める輸出の割合は1981-82年度の11%から、2001-02年度の22%へと増加し（貿易報告2007によれば、1980年代の15%程度から、20%に上昇）、また、豪州の輸出は2002年までの10年間、年平均7.9%成長している（世界平均は5.3%。2002年から2006年までの豪州の輸出は、平均8%の伸びを示している）。

2) 農産物の輸出の歴史

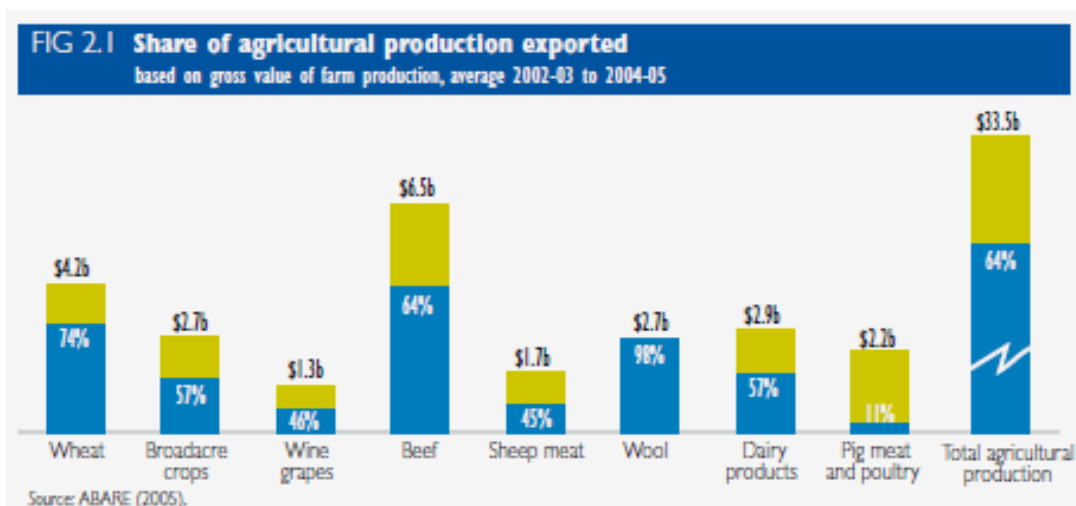
豪州農業は、19世紀から20世紀にかけて、その初期は羊毛、次いで食肉、更に小麦等穀物へと輸出品を拡大してきている。その輸出先は、当初は宗主国イギリスが中心であり、農産物に限らず輸出全体で見ても1950年代まではイギリスが最大の輸出先であったが、この地位は60年代に日本に逆転される。1973年にイギリスがEUに加盟すると、イギリスが農産物輸入先を豪州やニュージーランドから他のEU諸国にシフトしたことから、豪州の農産物輸出には大きな影響が生じた。1947年に農産物輸出の3分の1（特に牛肉では8割、バターでは9割）を占めていたイギリスのシェアは、1980年代半ばにはわずか2%にまで低下する。輸出先としてのイ

ギリスを失った豪州は、新たな輸出先を求め、米国、アジア、中東に市場を開拓していくこととなる。

第一次世界大戦時に、農産物貿易に関する緊急の支援措置として導入された販売の仕組みがその後も存続拡大して、次々に設立されたマーケティング・ボードによる販売・輸出管理が行われるようになる。これらは国の機関ではないが、小麦、大麦、コメ、砂糖のように、法律により輸出独占権を与えられており、現在のWTO協定上の国家貿易に該当するものであった。20世紀後半になって、このような販売・輸出管理の枠組みの解消が進んだが、なお、小麦、コメ等で輸出国貿易が維持されている。

3) 農産物の貿易政策

輸入に関して、豪州の農産品関税は、工業品関税に比べて相対的にかなり低く、絶対値でみても、MFN実効税率の平均が1.4%と、世界で最も低い水準にある。なお、チーズ及びカードにのみ関税割当が残っている（枠外税率が従価税換算で23.8%）。



第4図 農産物の輸出割合

出典：Agriculture and Food Policy Reference Group(2006), “Creating Our Future: agriculture and food policy for the next generation”（コリッシュレポート）。

輸出に関しては、豪州は、小麦の4分の3、牛肉の3分の2、羊毛の98%をはじめとして、主要農産物の多くを輸出しており、農業生産額全体の64%が輸出されている（第4図。2002-03～2004-05年度の平均）。農産物輸出のシェアは、豪州の物品輸出全体の24%を占め、OECD諸国平均（10%）を大きく上回っている（2004-05年度。なお、資源ブームにより資源・エネルギーの輸出量・価格が上昇したことや干ばつによる減産の影響もあり、農産物輸出のシェアは2005年は18%、2006年は16%と低下している）。かつての、輸出量の過半が農産物であった1950年代に比べ

れば、相対的な地位は低下しているものの、農業生産物の過半を輸出しており、輸出なくしては豪州の農業経営は成立しない状況にある。

したがって、豪州にとって、輸出機会の拡大につながる農産物貿易の自由化や国内農業補助の削減、輸出補助金の削減・撤廃など貿易政策改革の推進は極めて重要な課題である。また、販売する以上、最も有利な条件を求めて販売先を変更することは、市場原理からして当然のことであるが、輸出が必須という豪州の農業の構造からは、そのようなより有利な市場への転換行動はより端的にれてくるものと考えられる。

このように、豪州の農業・食料セクターは、自由貿易の推進を積極的に求める立場であり、WTOドーハラウンドにおいても大幅な関税率引き下げ等市場アクセスの改善を求めている。FTA交渉に関しても、農業を除外するような協定は豪州の利益に反するものであるとし、これまでに締結したFTAでは、米国（砂糖と乳製品について米国側の関税撤廃に至らず）を除き相手国から全ての農産物関税の撤廃を獲得してきた。その一方で、豪州側でも農産物関税を例外なく撤廃している。豪州にも、一部に比較的関税率の高い品目（センシティブティがあるとみられる品目）があるものの、これまでのところ、それがFTAを締結するに当たって特段の障害にはなっていないもようである。

なお、農産物に比べて相対的に関税率が高い工業品についても、FTAによる徹底した自由化が進められていることは同様である。これまでに豪州が締結したFTAでは、工業品の関税は、例外なく相互に全て撤廃することが合意されている。工業セクターは、農業セクターほどには自由化推進に積極的ではなく、業種によっては消極的な賛成という立場をとっているようだが、これまでのところ、例外品目を設けるに至るほどの問題は生じていないということであろう。ただ、過去の経緯から手厚く保護されてきた分野である自動車・部品と繊維・衣類・履き物（TCF）については、中国とのFTA交渉に関して関税撤廃への懸念の声が改めて豪州国内から出ているようであり、今後の交渉の成り行きが注目される。

（２）豪州のFTA政策

１）WTO交渉とFTA交渉

豪州は、ケアンズ・グループのリーダーとして野心的な農産物貿易の自由化を提案しており、引き続きWTO交渉の成功を最優先の貿易課題としている。しかし、その一方で、「WTOよりも早くより深い市場アクセスが達成できるFTAをプラグマティックに追求する」としてFTAに積極的な姿勢を示している。

- （i）豪州はかつては保護主義的な貿易政策をとってきたが、1970年代に自由貿易志向に転換し、1986年にはケアンズグループを結成し、以後、一貫して貿易自由化の推進を追求する貿易政策をとっている。自由貿易推進の方法として、従来豪州

は、あくまでもWTOルールに則ったグローバルな自由貿易体制の構築、推進が大原則との立場をとってきており、1980年代前半のニュージーランドとの経済緊密化協定（CER）を除いては、最近まで、FTAの交渉・締結を行ってこなかった。しかし、近年では、多国間における貿易自由化促進が最大の優先事項であるとの立場を引き続き維持しつつも、急速に二国間・地域FTAに対する関心を高め、積極的にこれに取り組むようになった。

(ii) 1997年8月に初めて発出された外交貿易白書の中で、豪州政府の立場として、二国間貿易協定を重視していくことが明されたが、その後の2001年のWTOシアトル閣僚会議の失敗（新ラウンドの立ち上げに合意できず）を経て、FTA推進をさらに明確にしたのが、2度目の白書となる2003年外交貿易白書である。

同白書は、豪州の外交と貿易の基本的な考え方を明するものであることから、テロ対応や核拡散防止など安全保障面に相当の紙数を割いているが、貿易関連についても大部の記述がある。そこからは、WTOの枠組みでの自由化の進捗速度が遅いことと裏腹に、FTAへの期待が高まっていることが明確に伺われる。同白書が出た時点（2003年2月）では、豪シンガポールFTA交渉が大詰めの段階にあり（2003年2署名）、タイとはFTA交渉中（2002年5月、交渉開始を公）、米国とはFTA交渉の開始を明（2002年11月）した直後であった。FTA重視の姿勢を強め、実際にその推進に向けて本格的に動きだしていた豪州政府の立場を総括したものといえる。同白書から、貿易政策に関連するポイントを拾えば、以下のような点があげられる。

- ・ アジアの国々との緊密な付き合いは、豪州にとって恒久的な優先事項。
- ・ 米国との関係は、豪州の安全保障と繁栄にとり基本的に重要。
- ・ 豪州の貿易依存は拡大しており（GDPに占める輸出の割合は1981-82年度の11%から2001-02年度の22%に拡大）、豪州経済にとり市場開放を追求することが重要。
- ・ 世界貿易に最大の利益をもたらすのは多国間の自由化を通じてである。
- ・ 他方、FTAは、多国間の交渉に比べ、より速くより深く、重要な市場アクセスを達成することができるものであり、豪州政府は、FTAが豪州にもたらす利益をプラグマティックに追求することを決意。
- ・ WTO約束に整合するFTA、包括的で農業のような分野を除外しないFTAを追求。

(iii) オーストラリアには、FTAの推進方針について日本の関係閣僚会議合意（2004年12月）に相当するものはないが、貿易大臣が毎年発出する貿易報告（Trade Statement）の中では、以下をFTA交渉の基準（criteria）として掲げている（第6表）。

第6表 豪州のF T A交渉の基準

F T Aの利点を考慮する際、豪州政府は以下について吟味する。
・ 実質的な商業上の利益・広範な経済利益を、多国間の枠組みでの努力を通じるよりも早く、豪州にもたらす可能性があるか
・ W T O原則と規則に完全に整合的で、W T Oを上回る結果をもたらすか
・ 物品及びサービス貿易並びに投資にわたって、包括的で実質的な自由化をもたらすか
・ 豪州の幅広い経済、外交政策及び戦略上の利益を大幅に高めるか

2) 豪州が締結したF T A・交渉中のF T A

豪州は、これまでにニュージーランド、シンガポール、タイ、米国と、4つのF T Aを締結し、現在6つの国・地域とF T Aを交渉中である（第7表）。

第7表 豪州のF T A一覧（締結済み及び交渉中）

国名	現状	経緯	備考
ニュージーランド	締結済み	1983年1月発効	1990年までに全ての関税を撤廃
シンガポール	締結済み	2003年7月発効	発効日から全ての関税を撤廃
タイ	締結済み	2005年1月発効	豪は2015年まで、タイは2025年までに関税撤廃
米国	締結済み	2005年1月発効	豪は2015年まで、米国は2025年までに関税撤廃（例外：砂糖、乳製品）
アセアン	交渉中	2005年2月交渉開始	豪、アセアン、ニュージーランドで交渉
中国	交渉中	2005年5月交渉開始	難航している模様
マレーシア	交渉中	2005年5月交渉開始	2006年7月以来正式交渉会合無し
日本	交渉中	2007年4月交渉開始	
湾岸協力理事会（GCC）	交渉中	2007年7月交渉開始	2005年から行っていたアラブ首長国連邦(UAE)単独との交渉を変更
チリ	交渉中	2007年8月交渉開始	

注. GCC 加盟国は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

締結済みのF T Aにおいて、豪州と相手国とは相互に、ほぼ全ての物品関税を撤廃することを合意している。廃止の例外となったのは、豪米F T Aにおける、米国側の砂糖及び乳製品である。乳製品については、T R Qの枠を大幅に拡大するとともに枠内税率が撤廃されたが、二次税率は維持された。また、砂糖については、市場アクセス改善は一切行われなかった。

豪米F T Aで砂糖を除外したことにより、豪州政府は、米国市場への輸出拡大を期待していた国内の砂糖業界や野党から大きな批判を浴び、砂糖業界に対して多額の支援措置を講じることを余儀なくされた。このことから、豪州にとっては、農産物を「F T Aの関税撤廃の除外とすること」がセンシティブな事項となっているようである。

3) 今後豪州がF T Aを推進する相手国等

F T Aは、政治的、戦略的目的をもって追求されるという側面もあるが、通常は経済的な利益の追求を第一の意義・目的として追求されと考えられる。実際、豪州政府は、交渉開始前の検討段階において、経済モデルを使ってF T Aを行った場合に得られる経済効果を試算し、これを公して、F T Aを結ぶ意義や利益を訴える、という進め方をとることが多い⁽⁴⁾。豪州が、経済的観点からF T A交渉相手国を選んでいく様子についての手がかりとして、豪州の貿易相手を概観すると第8表の通りである。

第8表のうち、貿易相手国として上位にある米国、ニュージーランド、中国、日本、シンガポール、タイ、マレーシアとはF T Aを既に締結しているか、交渉中である。「実質的な商業上の利益・広範な経済利益」をF T A交渉の基準の筆頭に挙げていることと整合している。上位の国のうち、現在のところ交渉を行っていない国についても、以下のように経済連携強化への取り組みを進めている。

- ・ 韓国： 2006年12月、民間の研究機関間でのF T A研究に合意
- ・ インドネシア：アセアンとの交渉に含まれている。2005年9月に、協力を通じた貿易や投資の促進をめざす、貿易投資枠組みに署名。2007年7月、F T Aについて共同研究を実施することに合意。
- ・ インド：2006年3月、二国間経済関係の強化を目指し、貿易経済枠組みに署名。2007年8月、F T Aについて共同研究を実施することに合意。

第8表 2006年の豪州の物品貿易の上位相手国

	往復	輸出先	輸入先
1位	日本	日本	米国
2位	中国	中国	中国
3位	米国	韓国	日本
4位	韓国	米国	シンガポール
5位	シンガポール	NZ	ドイツ
6位	NZ	インド	英国
7位	英国	英国	NZ
8位	タイ	台湾	マレーシア
9位	ドイツ	シンガポール	タイ
10位	台湾	インドネシア	韓国

出典：DFAT(豪外務貿易省)(2007) "Composition of Trade 2006".

注. はF T A締結済み, はF T A交渉中の国・地域.

貿易相手として比較的上位であるにもかかわらず、F T Aないしそれに類する動きが見られないのは、台湾とE U（英国、ドイツ）である。このうち、台湾については、豪州と国交がないため政府間交渉を行うのが困難という事情がある。残るE Uとの間ではF T Aの動きは見られないが、E U各国との個別の貿易問題の話し合いや、E Uとの間で非関税障壁の軽減のために締結した相互認証合意（MRA。1998年）の改訂に向けた協議は行われている。

なお、交渉中のGCCは上位10カ国には入らない（貿易シェアは2%）が、豪州の自動車の主要輸出先となっている。チリは、貿易シェアは極めて低いが、今後の有望な投資先であり南米市場への足がかりと見ているようである。

また、このほかに、メキシコとの間で合同専門家グループを設置して、経済関係強化の方策（F T A交渉も含む）を検討することとなっている。

4) まとめ：豪州にとってのF T Aの位置づけ

豪州政府は、なおWTOの推進を最重要課題との立場を掲げつつも、実態としては二国間貿易協定を重視し、多国間の交渉に比べ、より速くより深く、重要な市場アクセスを達成することができるF T Aが豪州にもたらす利益をプラグマティックに追求するとの方針をとっている。

豪州政府が追求するF T Aの内容は、包括的で関税撤廃からの除外品目を設けないものであり、これまでわずかの例外を除いてそれを達成してきている状況にある。

豪州にとって、F T Aの相手国として、貿易額の大きい国を選定する傾向がかなり明瞭に見られる。

（３）日本との貿易関係

日本にとって豪州は、主要な農産物輸入先国の一つであり、特に、牛肉、小麦、大麦、砂糖、乳製品などを多く輸入している。両国は、2003年7月のハワード首相来日時に、小泉首相との間で「日豪貿易経済枠組み」に署名し、同枠組みに基づき、政府間で貿易・投資自由化の得失に関する共同研究を2005年4月まで実施した。この共同研究を踏まえ、2005年4月の日豪首脳会談（東京）にて、F T Aの実現可能性又はメリット・デメリットを含め検討する政府間共同研究を開始することに合意し、計5回の共同研究会合、2回の日豪合同協議委員会を行い、「最終報告書」をとりまとめた。その後の2006年12月、日豪首脳電話会談（12月12日）により、2007年から日豪E P A交渉を開始することに合意して、現在交渉が行われている。

農産物貿易に関し、かつては日本の牛肉輸入自由化問題（豪州が米国などとともに要求）、砂糖長期契約問題（1974年、砂糖の国際価格の高騰の際に、日本側が長期的に一定量を購入する代わりに豪州側はこれを国際価格よりも安い価格で提供することを取り決めたもの。その後、国際価格が急落したことを受け、日本側が国際価格よりも割高となった豪州砂糖の引き取りを拒否するなど紛糾した）といった紛争があったが、近年は、現在日豪間に大きな貿易紛争案件は生じていない。

農産物についての豪州の対日輸出関心は、基本的には、現在日本に輸出している小麦、大麦、牛肉、乳製品、砂糖といった主要品目を将来にわたって安定的に販売することにあると考えられる。

また、主要品目以外では、既に確立しているアスパラガスやマンゴー、サクランボ、柑橘、タスマニア産のイチゴ、リンゴなどの輸出があり、最近の試みとしてわさびなどを開発して日本市場への出荷を目指す動きもある。これらは、小麦、大麦といったバルク品目に比べると輸出全体の中でのシェアは大きくないが、単価、付加価値は高い。

（４）W T Oの紛争案件

W T O紛争解決手続きに関連して、豪州が申立国となった事例は7件、被申立国となった事例は10件である（第9表及び第10表。W T O資料による）。

豪州が申立国となった7件のうち、米国によるダンピングと補助金の相殺措置（バード修正条項）に関する申立（この案件では、豪州だけでなく、我が国、E C、韓国、ブラジル等も申立国となっている）を除く6件は、主に農産物・食品に関する措置を対象とするものである。

第9表 豪州が申立国となったWTO紛争案件一覧⁽⁵⁾

事案	申立時期
ハンガリーによる農産品についての輸出補助金	1996年
インドによる農産品、繊維、工業製品の輸入数量規制	1997年
韓国による牛肉輸入に関連する措置	1999年
米国による豪州産羊肉の輸入に対するセーフガード	1999年
米国によるダンピングと補助金の相殺法の継続（バード修正条項）	2000年
ECによる砂糖輸出補助金	2002年
ECによる農産品・食品の商標及び地理的示の保護	2003年

これに対し、豪州が被申立国となった案件を見ると、10件のうち6件が検疫措置に関するものであり、残る4件は製造業の保護に関するものである。

第10表 豪州が被申立国となったWTO紛争案件一覧

事案	申立時期
豪州による鮭輸入に関する措置（検疫）	1995年
豪州による鮭類輸入に関する措置（検疫）	1995年
豪州による繊維、衣類、履き物の輸入信用制度	1996年
豪州の自動車用皮革の生産者・輸出者に対する補助金	1997年
豪州による非木質光沢紙の輸入へのアンチダンピング措置	1998年
豪州の自動車用皮革の生産者・輸出者に対する補助金（その2）	1998年
豪州の生鮮果実・野菜の輸入に関する一定の措置（検疫）	2002年
豪州の生鮮パイナップルの輸入に関する一定の措置（検疫）	2002年
豪州の輸入検疫制度	2003年
豪州のニュージーランド産リンゴの輸入に関する措置（検疫）	2007年

これらから、豪州は、他国の措置に関しては、自らの貿易にとって重要である農産物輸出の妨げとなる可能性がある輸入数量制限やセーフガード措置、輸出補助金などを問題視していることが読み取れる。他方、豪州が被申立国となった案件を見れば、農（林水）産物に関しては、豪州の国内補助や輸出補助が問題とされることはないが、豪州の検疫の「厳しさ」と、豪州製造業の一部に対する補助や貿易関連措置が他国から問題視されていることが伺える。

農産物を輸出する一方で、製造業分野では関税水準を相対的に高くしてこれを保護するという、豪州の基本的な貿易政策が、このWTO紛争解決手続きの実績にも反映されていると言える。

（５）衛生植物検疫措置（ＳＰＳ）

豪州は、その地理的な特性から独特で多様な動植物相を有していること、農産物の大輸出国であることから、外来生物や病害虫の侵入を阻止し国内の動植物の健康と生態系を守るために、厳格な検疫制度をとっている。豪州への輸入が認められるためには検疫リスクが極めて低くなければならないとされている。これに対して、この制度が不当に厳しいものであるとしてＷＴＯメンバー国から懸念が明され、幾つかの案件ではＷＴＯ紛争解決手続きに持ち込まれている（上記（４）の通り）。豪州は、検疫措置は科学に基づいているとの立場であり、国内からの不満も抑えて厳しい検疫をとっている。例えば、2006年には、サイクロンの被害により豪州国内産バナナの収量が落ち込み価格が高騰し、消費者からの不満も高まったが、豪州政府はリスク評価は国内市況とは無関係との立場を貫いた（バナナ輸入についての輸入リスク分析は、フィリピンからの輸入解禁要請を受け1999年から行われている）。

検疫手続きについては、輸入の可否を判断する輸入リスク分析の手続きの簡素化や透明化を進めており、ＷＴＯにおける豪州についての貿易政策報告書ではこれを評価するコメントがなされている。

なお、現在日本から豪州に輸出可能な主な品目は、精米、キウイフルーツ、リンゴ、梨、柿等であり、輸入解禁を求めて交渉中のものとしては、牛肉、うんしゅうみかん等がある。

（コラム３） 豪州の検疫と豪州人気質

- 1 豪州の検疫については、リスク評価等が厳しいということだけではなく、実地での検査等が厳しく実施されていることも特筆すべきであろう。現在は特に目立たないようだが、かつてトラス農水林業大臣（在任期間1999～2005年）は、検疫強化キャンペーンの一環として、「違法な果物の持ち込みを図った旅行者に罰金〇〇〇ドルが課された」といったプレスリリースをしばしば発出していた。また、筆者が豪州検疫検査局（AQIS）の現場職員たちから聞いた話によれば、彼らは政府や軍の高官・将校を検疫違反で「挙げる」ことを自慢の種にしており、「VIPの荷物は形だけの検査で、実質上は素通り」というわけにはいかないようである（実際にVIPの荷物が開封されたり没収されるという事例も見聞した）。
- 2 この現場での厳しさの背景にはオーストラリア人気質が関与しているようにも思われる。元々はイギリスから囚人を入植させた「流刑地」から始まったという豪州の歴史的背景と因果関係があるかは定かでないが、オーストラリア人は、お互を同

格の仲間として扱う「マイトシップ」を大切にし、権威・権力に対して懐疑・反抗的なところがある。「マイトシップ」の例として、1人でタクシーに乗るときは、運転手の横に座る、という習慣が挙げられる。ハワード連邦首相（当時）も、マイトシップを示すため、公用車に乗る際に、後部座席ではなく、運転手の隣（助手席）に座っていた（警護官が後部座席に）。また、豪州の国民的愛唱歌「ワルチング・マチルダ」という曲があるが、その歌詞は、羊を盗んだ男が官憲に捕まるのを嫌って自殺する、というものである。この歌は、「アドバンス・オーストラリア・フェア」などと国歌の地位を競い、1977年の国民投票では次点となった。最終的には、1984年のホーク政権の決定で「アドバンス・オーストラリア・フェア」が国歌とされたが、なお、国民的なイベントで「ワルチング・マチルダ」が演奏されることが多く第2の国歌とも言われる。ワールドカップ・ラグビーのオーストラリア代チームの試合を見た方はこの歌が歌われるのを聞いているかもしれない。

（6）国家貿易（STE）

オーストラリアは、小麦、大麦、コメ、ルーピン、カノーラについて、特定の企業等について輸出独占権を認める国家貿易の仕組みとなっている。このうち、小麦を除いては、州の法律に基づく州ごとの制度であり、輸出独占の対象となるのは当該州で生産された作物に限られる（もっとも、コメについては、主要生産州が1つしかないもので、実態としては豪州産全体について1社の輸出独占である）。輸入に関する独占権はない。

輸出独占の仕組みは、見直しを迫られている。1996年時点で、豪州がWTOに通報した国家貿易は14件であった（ただし、そのうち5件については、その時点で既に国家貿易には該当していなかったと考えられる）。2007年2月の通報の段階では、これが4件に減少しており、対象品目も1996年時点より縮小している（第11表）。これは、1980年代からの農業政策の変化に加えて、1990年代からの国家競争政策によって競争を阻害する法令の見直しが行われたことによるものである。かつては、国内流通についても独占権が付与されていた品目もあるが、現在では国内流通の独占権は廃止されている（最後まで残っていたコメの国内販売独占権が2006年7月で廃止された）。

第 11 表 豪州の輸出国家貿易

(1996 年通報)

地域	品目
全豪	牛乳，乳製品
全豪	干しぶどう
全豪	蜂蜜
全豪	苗，リンゴ，梨，柑橘，栗，マカ ダミアナッツ，アボカド
全豪	牛・羊・ヤギ・野牛の肉，生きた 牛・羊・ヤギ・野牛
全豪	小麦
全豪	ワイン，ブランデー等
全豪	羊毛
Q L D	砂糖
Q L D	小麦，大麦，ソルガム
N S W	粗粒穀物，油糧種子，モルト用大 麦，ソルガム，オート麦
V i c , S A	大麦，オート麦，フィールド豆， ファバ豆，ルーピン，ひよこ豆， カラスノエンドウ，カノーラ
W A	大麦，オート麦，ライ麦，裸麦， フィールド豆，ファバ豆，ルーピ ン，ひよこ豆，カノーラ
N S W	コメ

(2007 年 2 月通報)

地域	品目	企業名
全豪	小麦	AWB社
S A	大麦	ABBグレイン社
N S W	コメ	ライスマーケティングボード
W A	大麦，ルー ピン，カノーラ	グレインポール社

出典：豪州のWTOへの通報資料。

2) AWBの状況

このように、輸出独占権が廃止されてきた結果、現在豪州全体で生産される作物を対象とする輸出国家貿易が存続しているのは、小麦のみとなっている。豪州全体の小麦が対象なので、残存する豪州の国家貿易のなかで最も規模が大きく、国際貿易交渉において輸出国家貿易の見直しが議論されるときに豪州に関して念頭に置かれるのはAWB社による小麦の国家貿易であろう。輸出独占制度は、以下のような変遷を経てきている。

(i) A W B の発足と独占権の確立

1930 年代は小麦価格が下落し、業界は厳しい経済的不調に陥った。

1931 年、小麦助成法 (Wheat Bounty (No.2) Act) が成立し、小麦生産者は、初めての豪州政府からの援助を受け取った。これは、1931-32 年度に販売された小麦についてブッシェル当たり 4.5 ペンスの助成金を供給するものであった。1930 年代を通じ、更なる助成金や負債救済措置が豪州政府によって行われた。州も、小麦生産者を支援するための直接及び間接の措置に資金を出した。

豪州小麦ボード (A W B) は 1939 年国家安全保障法 (National Security Act 1939) により小麦の買入れ、保管・輸送、販売を行う法定主体 (statutory authority) として設立。法律により、国内外の市場において強制的買い上げと価格安定を認められた。この戦時措置により、価格・出荷に関してカルテルを組んだ小麦商人の支配から逃れることができたので、小麦生産者にとって魅力的であった。

戦後の包括的な販売体制は、1948 年小麦産業安定法 (Wheat Industry Stabilisation Act 1948) により確立し、A W B が国内産の小麦の国内・国外販売について単一の受け入れ及び販売権限を有することが維持された。

(ii) 規制緩和の改革 (独占権の縮小)

1970 年代末頃から、独占による非効率等が指摘されるようになり、小麦販売体制を規制緩和の方向に変更しようとする勢いが強くなった。1989 年には、豪州政府は国内販売を自由化し、A W B は国内市場での独占権を失った (1989 年小麦販売法 (Wheat Marketing Act 1989))。更に、1992 年、A W B の借り入れに対する政府保証が打ち切られた。

さらに、1998 年 6 月には、A W B インターナショナル・リミテッド社が設立され、この民間企業が輸出を担うこととなった。A W B インターナショナル・リミテッド社は、他の小麦輸出業者によるバルク輸出に対して拒否権を行使する、という形で輸出独占権を有する。

2005 年 4 月に発出された生産性委員会の全国競争政策改革の報告書では、政府に「シングルデスクについて独立した透明性のあるレビューをすること」を提言。豪州政府は、2010 年までに競争を制限する法律の見直しを行うことを求められている。

(iii) 新たな改革の動き

1995 年に合意された全国競争政策のもとで、農業・貿易分野に関しても競争制限的な規制の廃止・修正が行われてきている。農業に関しては、(もともと国際的には低い水準にある) 輸入関税率の実効税率の引き下げ、酪農改革 (加工用乳・飲用乳の価格統制等を廃止し、生産・流通を自由化)、などが行われてきた。州レベルでの穀物流通制度の規制緩和も進んでいる。しかし、A W B の小麦輸出独占問題に

については、生産性委員会が、輸出独占によるコストが利益を上回るとの検討結果を公し、全国競争政策の法律レビューでも同様の評価がなされているにもかかわらず、連邦政府は輸出独占を続けるとの判断を維持してきた。

2006 年 12 月になり、首相及び副首相の声明により、AWBの拒否権（他の業者による小麦バルク輸出許可申請が許可されても、それを覆して輸出を阻止する権限）を停止し、輸出の許認可を行う小麦輸出局（WEA）を農水林業大臣が指揮する、とする暫定措置が導入された（直ちに議会で可決）。

2007 年 5 月になって、上記の暫定措置は 2008 年 6 月末まで延長され、その間に、小麦生産者が、輸出独占権を運営する生産者所有の会社を設立する機会を与えられることとなった（生産者が会社を設立した後、その会社に輸出独占権を与える法制が導入される）。言葉を替えれば、輸出独占（国家貿易）は当面維持されるということであり、その後の方向性（撤廃等）も明確に示されず、判断が先延ばしされた格好である。この問題に関しては、2007 年 1 月に小麦輸出諮問グループが設置され、同年 3 月末までに小麦輸出制度に関して報告することとなっていたが、その報告書は提出されないままになったという経過もある。全国競争政策という背景のもと、AWBのスキandal（イラクに小麦を販売するに際して賄賂を使っていたことが露見し、逮捕者も出た）を梃子にして改革の機運は高まっていたが、輸出独占を支持する生産者らの声に押されて、この時点で問題はとりあえず先送りされたようである。

(iv) その後、2007 年 10 月、労働党は 11 月の連邦議会総選挙に向けて出した政策文書で、小麦輸出についてのシングルデスクを支持するというそれまでの方針を転換し、AWBの輸出独占権を廃止することを打ち出した。総選挙で労働党が勝利したことから、今後の動向が注目される。

注(1) 豪州の農業政策の考え方を示すものとして付属資料 1 を参照。

(2) FarmBisについて詳しくは付属資料 2 を参照。

(3) 農用地取得規制等について詳しくは付属資料 3 を参照。

(4) 経済モデルを使った試算について詳しくは付属資料 4 を参照。

(5) WTO紛争案件について詳しくは付属資料 5 を参照。

〔主要参考文献等〕

〔 1. 政治・経済の状況〕

- ABARE (豪州農業資源経済局) (2007) “Economic Overview” *Australian Commodities march quarter 2007* pp.5-26
- ABS (豪州統計局) (2006) *Yearbook of Australia 2006* (豪州年鑑)
- ジェンシュ, D, 関根政美他訳(1985)『オーストラリア政治入門』, 慶應通信
- キーティング, K, 山田道隆訳(2003)『アジア太平洋国家を目指して オーストラリアの関与外交』, 流通経済大学出版会
- 久保田治郎(1998)『オーストラリア地方自治体論』, ぎょうせい
- マクグレガー, C, 穂田照子監訳(1987)『オーストラリアの人々』, PMC出版
- 布川清司(1998)『オーストラリアの暮らしと心』, 編集工房ノア
- シーゲル, M他編(2006)『多国間主義と同盟の狭間 岐路に立つ日本とオーストラリア』, 国際書院
- シドニー日本商工会議所(2006)『オーストラリア概要 2006』
- シドニー日本商工会議所(2007)『オーストラリア概要 2007』
- テリル, R, 田村泉訳(1989)『オーストラリア人』, 時事通信社

〔 2. オーストラリアの農業〕

（（ 1）農業の経済, 社会の中での位置づけ, 性格）

- ABARE (豪州農業資源経済局) (2006) *Australian Commodity Statistics*
- ABS (豪州統計局) (2005) *Yearbook of Australia 2005*(豪州年鑑)
- ABS (豪州統計局) (2006) *Agricultural Commodities* (7121.0)
- ABS (豪州統計局) (2006) *Value of Agricultural Commodities*
- Agriculture and Food Policy Reference Group (2006) *Creating Our Future: agriculture and food policy for the next generation* (コリッシュレポート)
- Botterill, L (2003) ” From Black Jack McEwen to the Cairns Group Reform in Australina Agricultural Policy”
- 豪州移民・市民権省(online), <http://www.immi.gov.au>
- 豪州政府(2000) *Australian Biotechnology A National Strategy*
- Gruen, F (1998) “A Quarter of A Century of Australian Agricultural Economics – Some Personal Reflections”, *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics.* 42. :2 pp.177-189
- 加賀爪優(1993)『食料・資源輸出と経済発展』, 大明堂
- 片平博文(1995)『サウスオーストラリアの農業開発, 小麦栽培地域の歴史地理』, 古今書院
- 琴野孝編(1973)『オーストラリア経済の形成過程』, アジア経済研究所
- National Competition Council (豪州全国競争政策協議会) (2004) *Legislation Review*
- Productivity Commission (豪州生産性委員会) (2005) *Review of National Competition Policy*
- 高山崇(1998)『オーストラリアの穀類 その生産・流通・政策事情』, 輸入食糧協議会
- 竹田いさみ他(1988)『概説オーストラリア史』, 有斐閣選書
- Williams, D.B 編(1982) *Agriculture in the Australian Economy, Second Edition*, Sydney University Press

(2) 水問題)

- ABARE (豪州農業資源経済局) (2006) *Agriculture in Australia*
- ABARE (豪州農業資源経済局) (2007): “Adapting to climate change”, *Australian Commodities march quarter*, pp. 167-178
- ABARE (豪州農業資源経済局) (2007) “Drought and Irrigation”, *Australian Commodities june quarter*, pp. 343-352
- ABS (豪州統計局) (1988) *Yearbook of Australia 1988* (豪州年鑑)
- ABS (豪州統計局) (2000) *Water Account, Australia, 1993-93 to 1996-97*
- ABS (豪州統計局) (2004) *Water Account, Australia, 2000-01*
- ABS (豪州統計局) (2006) *Water Use on Australian Farms*
- ABS (豪州統計局) (2006) *Characteristics of Australia's Irrigated Farms 2000-01 to 2003-04*
- ABS (豪州統計局) (2006) *Value of Agricultural Commodities Produced*
- ABS (豪州統計局) (2006) *Water Account, Australia, 2004-05*
- BOM (豪州気象庁) (online) <http://www.bom.gov.au>
- COAG (オーストラリア政府間評議会) (2004) *National Water Initiative* (国家水憲章)
- DEWR (豪州環境水資源省) (2006) *State of the Environment 2006*
- 豪州政府 (2006) *Securing Australia's Water Future: July 2006 Update*
- 豪州政府 (2007) *A National Plan For Water Security* (ハワードイニシアチブ)
- 豪州政府 (2007) *National Climate Change Adaptation Framework*
- Humphreys, E 他 (2006) “Integration of approaches to increasing water use efficiency in rice-based systems in southeast Australia” *Field Crops Research* 97(1): 19-33 Sp. Iss.
- 近藤学 (2006) 「オーストラリアの水改革, その概説」, 『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』 Vol. 3 2006
- MDBC (マレー・ダーリング川流域委員会) (online) <http://www.mdbc.gov.au>
- NRMMC (天然資源管理大臣協議会) (2006) *National Agriculture & Climate Change Action Plan 2006-2009*
- NWC (国家水資源委員会) (2006) *A Strategic Science Framework for the National Water Commission*
- Quiggin, J (2001), “Environmental economics and the Murray-Darling river system”, *The Australian Journal of Resource Economics*, Volume 45, Issue 1, pp. 67-94
- Zhou, Y and Tol, R (2004) “Evaluating the cost of desalination and water transport”, *Water Resources Research*, Vol. 41, W03003

(3) 豪州における GMO (遺伝子組換え作物) の状況)

- ACIL Tasman (2007) *GM Canola: An Information Package*
- Agrifood Awareness Australia (2003) *GM Cotton in Australia A Resource Guide*
- ABARE (豪州農業資源経済局) (2003) *Market Access Issues for GM Products implications for Australia*
- ABARE (豪州農業資源経済局) (2003) *Agricultural Biotechnology potential for use in developing countries*
- ABARE (豪州農業資源経済局) (2006) *GM grains in australia identity preservation*
- ABARE (豪州農業資源経済局) (2007) *Australian Commodity Statistics 2006*

ABARE (豪州農業資源経済局) (2007) *market acceptance of GM canola*

ABARE (豪州農業資源経済局) (2007) *potential impacts from the introduction of GM canola on organic farming in Australia*

ABS (豪州統計局) (2006) *Australia's Environment Issues and Trends 2006*

Bisdtrup, J. (2006) "10 Years of GM cotton - where to from here?", Producers Forum

DAFF (豪州農水林業省) (2003) *Biotechnology Strategy for Agriculture, Food and Fibre*

DAFF (豪州農水林業省) (2007) *A National Market Access Framework for GM Canola and Future GM Crops*

DEWR (豪州環境水資源省) (2006) *State of the Environment 2006*

Information Systems for Biotechnology, A National Resource in Agbiotech Information (online)
<http://www.isb.vt.ed>

豪州政府(2000) *Australian Biotechnology A National Strategy 2000*

農林水産省(2007) 「遺伝子組換え技術など農業技術の現状と見通し」, 第8回国際食料問題研究会資料

農畜産業振興機構 (ALIC) (2007) 『畜産の情報 海外編』 (2007年9月号)

Office of Gene Technology Regulator(online) <http://www.ogtr.gov.au>

渡部靖夫 (2001) 「豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向」, 農林水産政策研究所『海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向』 (GMOプロジェクト研究資料第1号), pp. 52-76

渡部靖夫 (2002.7) 「豪州における遺伝子組換え作物・食品関連規制の動向」, 農林水産政策研究所『海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向』 (GMOプロジェクト研究資料第2号), pp. 96-112

〔3. 貿易〕

ACCESS ECONOMICS Pty Limited (2001) *The Costs and Benefits of A Free Trade Agreement with Singapore*

Centre for International Economics (CIE) (2001) *Economic impacts of an Australia-United States Free Trade Area*

Centre for International Economics (CIE) (2004) *The Australia-Thailand Free Trade Agreement: economic effects*

Centre for International Economics (CIE) (2004) *Economic Analysis of AUSFTA: Impact of the bilateral free trade agreement with the United States*

DFAT (豪州外務貿易省) (2006) *Trade 2006 A Statement by Mark Vaile, Deputy Prime Minister and Minister for Trade*

DFAT (豪州外務貿易省) (2007) *Trade Statement 2007, by Warren Truss, Minister for Trade*

DFAT (豪州外務貿易省), タイ商務省, Centre for International Economics (CIE) (2002) *Australia-Thailand Free Trade Agreement Joint Scoping Study*

DFAT (豪州外務貿易省) (2003) *Advancing the National Interest Australia's Foreign and Trade Policy White Paper*

DFAT (豪州外務貿易省) (2004) *Australia-United States Free Trade Agreement Guide to the Agreement 1st Edition*

DFTA (豪州外務貿易省) (2005) *An Australia-Malaysia Free Trade Agreement: Australian Scoping Study*

DFAT (豪州外務貿易省), 豪州商務省, 中国(2005) *Australia-China Free Trade Agreement Joint Feasibility Study*

DFAT (豪州外務貿易省) (2005) *Joint study into the costs and benefits of trade and investment liberalization between Australia and Japan*

DFAT (豪州外務貿易省) (2005) *Composition of Trade Australia 2004*

DFAT (豪州外務貿易省) (2006) *Composition of Trade Australia 2005*

DFAT (豪州外務貿易省) (2007) *Composition of Trade Australia 2006*

Gavin, G (2006) “Regional Trade Agreements and Australia: A National Interest Perspective”, The Australian APEC Study Centre, MONASH University

Mugliston, M (2006) “Developments in Australia’s bilateral and regional trading arrangements”, Paper to be submitted to the ABARE Outlook Conference 2006

日本貿易振興機構 (J E T R O) (2004) 『オーストラリアの F T A 政策と産業界への影響』
(03-ORF 70H-001AA 26)

Wheat Export Marketing Consultation Committee (2007) “Discussion Paper”

WTO (2002) *Trade Policy Review Australia*

WTO (2007) *Trade Policy Review Australia*

〔カンントリーレポート：オーストラリア 付属資料１〕

コリッシュ報告と農業政策ステートメント

豪州農業食料政策協議会は、農水林業大臣からの諮問を受けて、2006 年 2 月、農業政策の方向性に関するレポートを作成し提出した（Agriculture and Food Policy Reference Group (2006) "Creating Our Future: agriculture and food policy for the next generation"。いわゆる「コリッシュ報告」）。同協議会のコリッシュ会長は、農業関係の業種横断的全国団体、全国農民連盟（N F F）の元会長でもある。

同年 10 月、豪州農水林業省は、コリッシュ報告を受けて、「豪州政府の反応」（Department of Agriculture, Fisheries and Forestry (2006) "Australian Government Response to the Agriculture and Food Policy Reference Group Report, Creating Our Future: agriculture and food policy for the next generation"）を公表し、同報告の各提言に対する政府の態度を明らかにした。多くの項目について同意しているが、反対している項目もある。

さらに、2007 年 5 月、これらを踏まえて、豪州農水林業省は農業政策ステートメント（Department of Agriculture, Fisheries and Forestry (2007) "Future harvest: the way ahead for Australian agriculture and food"）を発出し、豪州農業・農業政策が目指す方向を明らかにした。

以下に、これら一連の資料を概観する。

1. コリッシュ報告の提言（2006年2月）

豪州農業が変化する環境の中で活力を維持するために必要と考えられる事項について提言した。提言各項目の後の〔 〕内に、提言に対する「豪州政府の反応」（2006 年 10 月）を付した。

（1）国際市場で勝利すること

世界市場への貿易アクセスを拡大することが豪州農業・食料部門の将来にとり極めて重要であるので、豪州政府は以下を行うべきである。

- 1) W T O 農業交渉で、特に市場アクセス障壁除去を重視した、野心的対応を維持する。〔同意〕
- 2) 将来の農業多国間交渉での国益を増進するため、戦略的同盟を強化、（必要とあれば）再編する。〔同意〕
- 3) 多国間貿易改革に代替するのでないならば、二国間・地域の F T A を引き続き追求する。〔同意〕

- 4) 新興市場も含めて、貿易の技術的障壁への取組を強化する。〔同意〕
- 5) 国内経済の全分野での一方的改革を継続し農業貿易自由化の国際的唱道者の最前線であり続ける。〔同意〕
- 6) 代表的な組織と連携して、国際貿易改革がもたらす利益について、農家及び社会一般の理解を広める。〔同意〕

（２）市場ダイナミクスと供給チェーン

食品部門が国際競争力を持つ必要があること、マーケットパワーの違い、供給チェーン間の絡み合いを前提として、政府は以下を行うべきである。

- 1) 競争規制とその実施は、同部門の発展に応じたものとする。〔同意〕
- 2) 業界と連携して、教育・訓練・研究を通じ、消費者主導の効率的な供給チェーンの発展を加速すること。〔同意〕

（３）研究開発及び革新

効果的な研究開発及び革新は生産性向上の継続と農家と食品ビジネスの将来の競争力にとって枢要であるので、

- 1) (i) 農家、政府及び地方の研究開発会社と企業、(ii) 全国食品産業戦略、を含めた、連携して資金を供与する構造が維持されるべきである。〔(i)は同意。(ii)は留意する〕
- 2) 州政府とCSIRO（豪州科学技術研究機構）は、農業研究、普及の主たる供給者として、農業・食品セクターがより革新的で国際競争的であろうとする努力を行うのに対し、貢献を続けなければならない。〔同意〕
- 3) 豪州政府は、主たる農業・食品セクターの研究参加者（政府、RDC（研究開発公社）、CSIRO、CRC（協同研究センター）、全国食品産業戦略を含む）が、協調して新たな研究の優先順位を定期的に同定するプロセスを確立すべきである。〔同意〕
- 4) 研究努力は、新たな重要分野を反映させながら、長期的な農家の交易条件の低下を相殺すべく、農場での生産性向上をもたらし続けなければならない。〔同意〕
- 5) 研究開発公社議長協議会は、以下を推進するための強力なリーダーシップを発揮すべきである。〔同意〕
 - ・ 戦略的及び産業横断的活動についてのRDCによる優先順位の高い協調的なイニシアチブ。
 - ・ よりシステム的で一貫性のあるデータ収集と財務報告並びに研究の優先順位の決定、資金配分、研究開発支出の結果評価及び結果の伝達の方法。

（４）バイオテクノロジー

農業及び食品生産にバイオテクノロジーを使用することで、人の健康、環境及び経

済にとって潜在的に大きな便益がもたらされ、これを利用しないことはオーストラリアにとって損失となる、との観点から、

- 1) 政府は、現在及び今後出現する農業・食品のバイオテクノロジーの便益を伝えること、並びに、研究及びもたらされる製品の安全性のための規制の仕組みがしっかりしていることを広報すること、に高い優先順位を与えなければならない。〔同意〕
- 2) 農業及び食品産業は、政府とともに、より良い健康、より清浄な環境、より国際競争力のある産業に貢献する農業、食品のバイオテクノロジーを急速に取り入れることを促進すべきである。〔同意〕
- 3) 州政府は、GM作物の商業栽培禁止措置を直ちに廃止し、連邦政府、業界及び研究者とともに、全国的に一貫性のあるトレーサビリティと許容度の制度を作り、農業及び食品におけるGM作物等の使用をとりまく法的責任を明確にすべきである。〔同意〕

（５）教育、技能及び労働供給

農業・食品分野での技能と労働供給を改善するため、以下が必要である。

- 1) 適切な職業学習の機会が引き続き広く利用可能であるとともに、経営成績が向上すること。〔同意〕
- 2) ファームビズのモデルに立脚して、訓練及び教育に関係者が連携して取り組む方法を高度化し、農家、業界及び政府が、学習機会を通じて進歩を継続するという文化に適合すること。〔留意する〕
- 3) 季節労働に、より多くの外国人労働者を引き寄せるため、非居住者やワーキングホリデービザ保有者にとって魅力を失わせている税制を含め、短期滞在の非熟練労働に影響する政策を変更すること。〔反対〕
- 4) 情報や最適雇用慣行を交換し、事業者が業績を改善し適切な技能を有する新たな人員を引きつけ既存の人員を保持することを、可能にし奨励するために、代表団体の間で協力すること。〔同意〕

（６）食品の規制環境

国際的に競争力のある食品分野の発展を促す枠組みを確保するため、

- 1) 全国的な政策目標をより効率的に達成すべく、食品規制を取り仕切る取り決めは直ちに改正されるべきである。〔原則的に同意〕
- 2) F S A N Z（豪州ニュージーランド食品基準局）の効率的活動を妨げている要素は、調査し、公衆の健康と安全に適合する方法で、取り除かれるべきである。〔同意〕
- 3) 食品基準規制は、全ての政府レベルを通じて、統一的に執行されるべきである。〔原則的に同意〕
- 4) 1974 年公正取引法、食品関係の各種法律、及びコーデックスの義務が重複する

ことに由来する，規制政策の枠組みにとっての妨げは，同定され改善されるべきである。〔原則的に同意〕

（７）インフラ

競争力があり，効率的でコストの安い輸送システムは，オーストラリアの農業，食品分野の将来にとって基本的な事項であることから，

- 1) 地方の輸送網の建設と維持に影響する判断には，道路輸送と鉄道輸送の相互補完がよりよく反映されなければならない。〔原則的に同意〕
- 2) 連邦と州政府の間の（輸送網整備の）オースリンク協力合意は，直ちに完成され実施されねばならず，また，より包括的な輸出ロジスティクス計画の一部として港湾のための資金も含むものでなければならない。〔部分的に同意〕
- 3) 事業者にとっての規制コストを最小化するために，全国輸送委員会に，統一的で全国共通の，基準，価格制度，全輸送方式に共通の法的要請を強制する権限を与えるべきである。〔反対〕

（８）動植物安全及び検疫

病害虫に関する豪州の優良な地位は農業，食品分野にとって重要な裏打ちとなっている。このため，

- 1) 全国的な調整の取れた動植物安全へのアプローチは，各政府によって緊急事項として合意され実施されなければならない。〔同意〕
- 2) 現行の輸入リスク分析手続きは，遅れを最小限にし，システムに対する国内外からの圧力を軽減するために，直ちに合理化されるべきである。〔同意〕
- 3) 検疫制度への信頼を推進するため，バイオセキュリティ・オーストラリアの独立した制度的構造が確立されるべきである。〔留意する〕
- 4) 政府及び関係者を代表する組織は，豪州の検疫及び動植物安全政策の仕組みを，それらの複雑な問題への理解を深めるために，より効果的に説明しなければならない。〔同意〕

（９）資源管理プログラムの設計と配付

政府は，塩害及び水質に関する全国行動計画（NAP）及び全国自然信託（NHT）を引き継ぐ，以下のような単一のプログラムへの資金供与を約束すべきである。

- 1) 農業と農家の活力を中核的要素とすること。〔留意する〕
- 2) 農家や他の土地保有者に，私有地で広く地域社会の利益のために環境便益を達成することについての，金銭的な動機付けを提供すること。〔留意する〕
- 3) 既存の地域的アプローチに立脚し，管理，企画，資金的な信頼性及び監視のための一貫性のある枠組みを有すること。〔留意する〕
- 4) 連邦政府，州政府及び地域グループの間，並びに異なる環境プログラムの間の重

複を排除すること。〔留意する〕

- 5) 農場において効果的な結果を出し、業界とともに成功裏に作用するものであり、一貫性のある高い品質のデータと科学的分析に支えられたものであること。〔留意する〕

(10) 私有地における環境サービス

土地保有者が私有地において公共のための便益を提供するための、市場に基礎を置く動機付けを提供する全国的なプログラムが必要であり、それは、

- 1) 全国的に実施されるが、地域の組織が積極的役割を果たすものであるべき。〔留意する〕
- 2) 環境サービスの複数の購入者を認めるべき。〔留意する〕
- 3) 自主的で、公平で、潜在的提供者の間で競争が行われるものであるべき。〔留意する〕
- 4) コストと対比して保全される地域にもたらされる環境上の結果に基づいて決定されるべき。〔留意する〕
- 5) 効率的に実施され、使用される金に対して効果的に、土地保有者、納税者、社会に価値が提供されるものであるべき。〔留意する〕

(11) 希少な水資源を最大限に生かすこと

水が全国的に重要であること及び水の効率的・効果的な使用・管理が経済と環境に便益をもたらすことを認識し、

- 1) 政府及び水に依存する業界は、全国水憲章及びその他の改革約束を遵守し、水資源の持続的使用・管理の改善を続けるべきである。〔同意〕
- 2) 西オーストラリア州は、可及的速やかに全国水憲章に加入すべきである。〔同意〕
- 3) 政府、社会及び業界は、協働して、北部オーストラリアでの水資源の持続可能な開発を認める明確な原則を整備すべきである。〔同意〕

(12) 社会の中の農業と食品

人口構成の変化、部門の変化、公衆の意識その他のオーストラリアの地方に影響を与えるトレンドの変化等に対しては、以下により対応すべき。

- 1) 政府や、幾多の地方地区における生活上の不利益を相殺する手段としての、現行の税金免除リベート制度の大幅な改革案を準備すること。〔反対〕
- 2) 地方の産業と社会は、非都市地域での生活の利益を促進する努力を拡大すること。〔同意〕
- 3) 新たな政府と産業のイニシアチブ（及び既存のイニシアチブの継続）により、農家の意思決定能力と選択肢への認識を高め、農家が将来を計画することを支援すること。〔留意する〕

- 4) 産業主導の、最良慣行イニシアチブの促進を拡大すること。〔留意する〕

(13) 政府と地方部門

政府と農業部門は、農業事業、産業、及び地域の技能と自立を高めるために、以下により、協働しなければならない。

- 1) 活力の問題に直面していたり、事業実績を向上したいと願っている人々のために、政府支援への一貫したアプローチを導入すること。〔留意する〕
- 2) 農業管理貯蓄（FMD）制度を、それが目的を達していることを分析で確認したうえ、主要なリスク管理手法として維持すること。〔留意する〕
- 3) 市場の変動と気候変動に対応するための農家の対処能力（リスク管理戦略を含む。）をよりよく整備するための、新しい進歩した手法を導入すること。その一方で、利率その他の取引に基づく補助金は 2010 年末までに終了させること。〔留意する〕

(14) 気候変動

気候変動は、農業、食品部門に大きな意味を持ち得ること、また、その影響は不確かであることから、政府及び産業は、以下についての研究の拡大を調整のとれた方法で支援するために協働しなければならない。

- 1) 気候変動及びそのオーストラリアと農業、食品部門への、経済的、社会的打撃を含む影響。〔同意〕
- 2) 容易に利用できる農場レベル及び地域レベルでの管理及び判断手法を整備することによることを含む、適応能力を強化すること、及び関連する訓練を供給すること。〔同意〕
- 3) 農場における（温室効果ガスの）排出状況の全容及び農業における潜在的な排出削減及び炭素隔離をより良く理解すること。〔同意〕

2. コリッシュ報告への豪州政府の反応（2006年10月 農水林業省）

（1）総論

豪州農業は好調だが、今後も反映を続けるには変化する環境とチャレンジに対応していく必要。コリッシュ報告でなされた今後の農業・食品産業の発展のための提言に適応すべく政府、業界が協力すべきである。

政府としては、コリッシュ報告にこたえ、適正な経済政策、農水林業・食品産業の位置づけの正当な評価、農水林業の自立の助長、国際的貿易歪曲の低減と市場アクセス改善、技術革新・研究開発の奨励、天然資源の保全、病虫害対応、変化に対応する生産者・業界への支援、を行っていく。今回のコリッシュ報告への反応も踏まえ、今後2007年農業政策ステートメントを出す予定。

当面の行動としては、「オーストラリアを前進させる農業」（AAA）プログラムの見直し、天然資源保全の継続、食品関連の規制緩和の検討を行う。

（2）コリッシュ報告の各提言への反応

「同意する」としている提言項目も多いが、反対、部分的に同意等としているものもある。

1) 「反対である」としたもの：

- ・ （5）教育、技能及び労働供給の3）「短期滞在非熟練労働の導入拡大」
→ 2005、06年のワーキングホリデー査証改正で対処済み。
- ・ （7）インフラの3）「全国輸送委員会に統一的基準、価格制度等の権限付与」
→ 統一化を進めてはいるが、権限は州に属するものである。
- ・ （12）社会の中の農業と食品の1）「現行の税金免除リベート制度の見直し」
→ 現行制度が適切。税金免除リベート地域の拡大よりも一般的減税が好ましい。

2) 「留意する」としたもの：

- ・ （3）研究開発及び革新の1）（ii）「全国食品産業戦略を維持すること」
→ 全国食品産業戦略は、見直すこととする。
- ・ （5）教育、技能及び労働供給の2）「訓練・教育のための連携の強化」
→ AAAの見直しを行っている。
- ・ （8）動植物安全及び検疫等の3）「バイオセキュリティ・オーストラリアを独立機関とすること」
→ 検疫制度の信頼性を高めることは重要。それには独立機関化よりも効果的な方法があり得る。
- ・ （9）資源管理プログラムの1）～5）「NAP、NHTの継続」
→ 政府は継続を約束している。

- ・ (10) 私有地における環境サービスの 1) ～ 5) 「市場に基礎を置く動機付けの提供が必要」
→ 現行のプログラムの一部で既に実施している。
- ・ (12) 社会の中の農業と食品の 3) 「農家の意思決定能力向上のための政府・産業による取り組み」
→ 現行の A A A が該当サービスを提供。
- ・ (12) 社会の中の農業と食品の 4) 「産業主導の最良慣行促進の拡大」
→ 産業界の最良慣行促進を支援する政府プログラムが既存。
- ・ (13) 政府と地方部門の 1) 「政府支援への一貫したアプローチの導入」
→ そのように現行制度の継続、見直しを行う。
- ・ (13) 政府と地方部門の 2) 「農業管理貯蓄 (FMD) 制度の維持」
→ FMD の評価を 2008 年 6 月までに完了予定。
- ・ (13) 政府と地方部門の 3) 「市場変動、気候変動への対応能力向上の新手法の導入」
→ A A A で対応しており、改善を目指す。

3) 「部分的に同意する」としたもの：

- ・ (7) インフラの 2) 「政府間のオースリンク協力合意の迅速な完成と実施」
→ 合意は出来上がっている。

4) 「原則的に同意する」としたもの：

- ・ (6) 食品の規制環境の 1) 2) 4) 「食品規制を取り仕切る取り決めの見直し」
「全ての政府レベルでの基準・規制の統一的執行」「複数制度間の重複の見直し」
→ 別途の見直しが行われることとなっており、その中で提言が検討される。
見直しとは別に実施の統一に努めているが、実施権限は各州政府が有することに留意を要す。
- ・ (7) インフラの 1) 「道路と鉄道の相互補完関係をよりよく反映すること」
→ オースリンクの中で考慮されている。

3. 2007年豪州農業政策ステートメント（2007年5月 農水林業省）

（1）マクゴーラン農水林業大臣の序文

政府は、利益の上がる、競争力のある、持続可能な農水林業を目標とし、事業機会のある環境を整え個々の生産者・業界に必要な技能を備えさせることを図る。

このため、政府は貿易改革、国際市場へのアクセス、最適慣行のための規制、動植物の健康の保護、天然資源の持続的利用、経営能力養成支援による個人・業界の能力向上、試験研究、を追究する。

（2）豪州の地方産業：未来

〔豪州農林水産業の経済に占める地位、これまでの経緯を記述した後、〕
将来、気候変動の影響が予想される一方、バイオ燃料産業など新たな可能性がある。
豪州政府は改革を進め、生産者等と協力して、発展の枠組みを整える。

（3）競争力の維持

中国、ブラジルなどの台頭で国際競争は激化。

- 1) 生産者はリスク管理と変化への対応のための能力と金融手段を備える必要がある。
豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 1997 年以来の生産者の能力向上プログラムである「オーストラリアを前進させる農業」（AAA）プログラムを改良しつつ継続。

- 2) 効果的な研究開発と啓発により、技術革新を支持、促進する必要がある。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 種々の経路により研究機関に投資。
- ・ 地方研究開発優先事項（Rural Research and Development Priorities）の改訂
バイオテクノロジーが重要。遺伝子組換えで後れを取ると世界から取り残される。

- 3) 農場の外の食品ビジネスでは、世界の大企業に互するため、革新的で柔軟、そして消費者から信頼される食品産業となる必要。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 全国食品産業戦略（National Food Industry Strategy）に即し食品産業に技術革新や市場アクセス等を支援。

- 4) 消費者・社会の期待に応え得る品質の生産を行う必要。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 動物福祉の維持・向上、特に生体輸出についての配慮。
- ・ 環境に配慮した森林管理

- 5) 検疫等の国境防衛により、豪州の良好な動植物の健康状態を維持することが必要。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 強固なリスク管理戦略のもと病虫害の侵入を阻止
検疫措置を差別化しないことなど、国際約束に則って対応

6) 6年目に入った干ばつに対処し、干ばつが農家や地方産業、天然資源に与える影響を管理することが必要。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 干ばつは不可避のものであり、農家はリスク管理能力、経営管理能力を高めることが重要。政府はそれを支援する。

7) 気候変動の中で農業の収益性を維持することが必要。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 農家に対し、変化に対応するための判断を行うのに有用な情報を提供。対応のための手法の研究。

(4) 市場の獲得と維持

豪州経済にとり貿易は血流。特に地方産品は輸出志向が高い。高関税や非関税障壁、過重な検疫措置・技術基準などを克服することが必要。

1) 主戦場であるWTOで、真の国際貿易改革を続けていくことが必要。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ ケアンズ・グループのリーダーとして積極的に交渉に参画。

2) 新たな機会であるFTAにより主要市場へのアクセスを拡大する必要。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 米国、タイ、シンガポール、ニュージーランドとFTAを締結済み。日本、中国、マレーシア、湾岸協力理事会(GCC)、アセアンと交渉中。中国とのFTAは、農産物輸出機会を拡大するであろう。

3) 既存の市場でのアクセス維持と機会拡大。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 海外駐在の専門家ネットワークを強化。市場の維持拡大のために技術的支援。

(5) 持続可能な生産と天然資源の使用

短期的な生産と長期的な天然資源の保全のバランスを取ることが重要。

1) 健全で耐久性のある景観に貢献する、生産性、収益性がある持続的な農業を確立することが必要。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 全国自然信託(NHT)、塩害及び水質に関する全国行動計画(NAP)を全国で実施。
- ・ 全国ランドケアプログラムにより、地方社会の土地保全事業を支援。

2) 最近6年間の状況から、水システムの脆弱性と過剰な水使用が示唆され、水資源

を生産的に管理することが求められる。

豪州政府は以下を行っていく。

- ・ 2004 年の全国水憲章に即して、20 億ドルの豪州水資源基金等により、水改革を推進。
- ・ 2007 年 1 月の水確保全国計画により、上記改革の加速を図る。
干ばつは不可避のものであり、農家はリスク管理能力、経営管理能力を高めることが重要。政府はそれを支援する。

〔カントリーレポート：オーストラリア 付属資料2〕

FarmBisについて

1. F a r m B i s の概要

(正式名称：Farm Business Improvement Program (農場経営改善事業))

(1) オーストラリアの農林水産業をより競争力の強い、持続的でかつ収益性の高いものとしていくための総合的政策パッケージ、「オーストラリアを前進させる農業」(Agriculture Advancing Australia (A A A))。FarmBisのほか、金融相談サービス、団体に対する国際競争力向上のための相談・研修、困窮農家への一時的資金援助などがある)に含まれる事業の1つ。

(2) F a r m B i s は、主業農家(第一次産業生産者)等を対象に、経営及び天然資源管理の技術を向上させるため、教育・訓練プログラムに参加する費用の一部を助成するもの。

教育・訓練の分野としては、人的資源管理、財務管理、販売、天然資源管理などがある。

(参考) 教育・訓練の分野は、以下の通り。ただし、各州によって分野の並べ方の順番と表記を多少異にする部分がある。

第2期(7分野)

天然資源管理、経営・財務の企画立案、農場実績の評価計測、リスク管理、技能監理、リーダーシップ養成、販売

第3期(6分野)

人的資源管理、財務管理、販売、一般経営管理、生産管理、天然資源管理

(3) 連邦政府及び州政府が5割ずつ費用を負担し、事業の実施は州政府にゆだねられる。

(全国規模の事業であるが、全国レベルで合意された給付の原則の範囲内で、各州が、独自の方針と施策を策定する柔軟性を有している。

(4) 1998年から開始され、1998年7月～2001年6月までの第1期、2001年7月～2004年6月までの第2期が行われた。

現在の第3期は、2008年6月(2007-08年度末)までの4年間を対象としている(連邦予算で、2004-05年度～2007-08年度の4年分66.7百万ドルを見積もっている。)が、各州が補助事業への参加募集を開始したのは連邦政府と各州の調整が整った2005年初期以降であり、実質的な対象期間は2005年から2008年6月までの3年半。ただし、

ヴィクトリア州は2007年6月までの2年半を対象期間としている。

さらに、ニューサウスウェールズ州は、連邦政府との調整がつかず、第3期FarmBisに参加していない。

2. F a r m B i s 補助金の特徴

(1) 計画上の事業内容の決定

F a r m B i s を実施することについては、連邦政府と州政府の合意により決定する。

その合意において、事業の目的、事業目的達成のための戦略、対象となる教育・訓練の範囲、給付の原則、連邦と州の役割分担、産業、州及び連邦の代表者で構成される州企画グループ（S P G。メンバーは、州の担当大臣が連邦農業大臣と協議の上任命）を設けること、実施状況の監視と評価の仕組みを設けること、連邦が州の実施実績を毎年レビューすること、といった事業実施の枠組みが決められている。

S P G は以下をはじめとする任務を担う。

- ・ 教育・訓練の優先分野や実施の目標・戦略を立案し、連邦農業省及び州の担当大臣の承認を求める。
- ・ 教育・訓練プログラムへの参加を円滑にする調整の仕組みを設立する。
- ・ 補助の対象者となる土地所有者や第一次産業生産者の資格基準を決定する。
- ・ 補助の対象となる教育・訓練プログラムの基準を決定する。

オーストラリアでは、連邦政府と州政府が政策調整するシステムが設けられている。案件ごとに連邦政府と州政府（及び準州政府。案件によってはニュージーランドも参加する）の閣僚が参加する閣僚会議が設置されており、第一次産業に関連する各政策については、第一次産業閣僚会議（P I M C）が、協議、承認、提言を行っている。F a r m B i s を含むA A A などについての報告もP I M C になされている。ただし、F a r m B i s に関しては、P I M C そのものがその内容（期間、補助の対象者、補助対象となる教育・訓練の分野、など）を決定しているわけではない模様。

(2) 負担割合

国と州が5割ずつ拠出する。この割合は、法定されている（1999年地方調整法改正法により改正された1992年地方調整法(Rural Adjustment Act 1992)）。具体的な拠出金額は、連邦政府と州政府との合意に明示される。

各州での個々のプログラムへの補助率は、各州ごとに異なっている。同じ州でも、プログラム実施期間の途中で補助率を変更することもある。

(3) 計画採択、予算枠配分の方法

個々の教育・訓練プログラム参加を補助対象とするか否かについては州政府が採択し、予算の配分も州政府が行う。

連邦政府の資金の各州への配分額については、連邦政府と各州政府の合意で決まるが、その金額は、州政府がプログラム全体を見てどのくらいの額が必要であるか、また、どのくらいの額を州政府として負担できるかを連邦政府に伝え、それをもとに両政府間で調整が行われる仕組みとなっている。

（４）個別事業への交付決定の実質的なタイミング

補助金の交付を希望する教育・訓練プログラム参加者から、州に申請書を提出する。これを州が審査して適正と認めた時が交付決定の実質的なタイミングということになる。教育・訓練プログラム参加者は、教育・訓練プログラム提供者にその料金の全額を一旦払った後、その領収書と教育・訓練プログラムの評価票を州に提出する。実際に補助金が支払われるのは、その後となる。

（５）流用の柔軟性

F a r m B i s 以外に使用することは認められない。

F a r m B i s 内での資金の配分については、管理費について上限が設けられている（管理、調整、通信等に要する費用で、上限は、事業対象期間を通じた総費用の22%又は25%。ただし、この上限を超過した場合に州が連邦資金を連邦に返還することは、連邦と州との合意には明確に規定されていない（第2期F a r m B i s の場合））。

F a r m B i s 内で教育・訓練プログラムの各分野のそれぞれにどれだけ振り向けるかや、教育・訓練プログラムそのもの以外への補助（交通費、保育費など）への配分額や上限は予め決められているわけではない模様。

（６）入札残の扱い

（入札方式ではないので、入札残というものは存在しないが）連邦政府から州政府への支払いは、州政府の見通しに基づいて3ヶ月ごとになされ、それに先立つ期間の実績による過不足は調整される。したがって、教育・訓練プログラム参加者が見通しよりも少ないなどの理由で、実施期間の最後の段階で資金が余ることがあっても、その額はさほど大きくはならないと考えられる。また、その残余の資金のうち、連邦政府の拠出分相当は、連邦政府に返還する。

（７）資金の執行管理

州は、F a r m B i s に関連する支出について、州の会計検査院又は会計監査会社の監査を受け、その報告書を連邦政府に提出しなければならない。

州は、教育・訓練プログラムの参加者や教育・訓練プログラムの提供者に補助金を支払う場合は、支払いに先立ち、当該参加者や提供者が補助対象となる教育・訓練プ

プログラムを実施し費用を負担したことを、税務関係書類 (tax invoices) で確認しなければならない。

(8) メニューの制約

基本的には、補助対象となる教育・訓練プログラムは、民間の事業者が提供している。事業者が、その提供している（する予定の）教育・訓練プログラムを補助対象とするよう申請すれば、内容が審査され、補助対象の教育・訓練プログラムとして登録される。州政府自らが行う教育・訓練プログラムは少ない。

教育・訓練プログラムの内容が事業の趣旨に即したものであり、適切に教育・訓練を提供する能力があれば、補助対象として登録される。（それ以上の制約はない。また、補助対象となる基準はS P Gが決定するので、州によって異なり得る。）

(9) 交付ルート

州から、トレーニング参加者等（実施主体）へ直接交付される。

各州とも、農業担当の省がF a r m B i sを所管している。通常は、担当省が直接事業の実施も行っているが、ヴィクトリア州とクイーンズランド州では、運用・実施を他の部局等が行っている（第3期の場合）。ヴィクトリア州では農村財務法人が委託を受けて運用・実施を行っている（Rural Finance Corporation。政府系法人。委託先は自動的に決まるのではなく入札によって決定される）。クイーンズランド州ではクイーンズランド地方調整庁（Queensland Rural Adjustment Authority。政府機関の一種で、農家への低利融資、災害支援をはじめとする補助給付を行っている。）が担当している。

(11) 過年度調整

当該年度の予算に余りが生じた場合、連邦政府の予算は、財務大臣の許可を得た上で翌年度に持ち越してよい。不足した場合に翌年度から「前借り」することはできない。対応する州政府の予算についても同様と考えられる。

なお、第3期のF a r m B i sについて、連邦政府は予算を4年間で66.7百万ドルと見積もっており、各年の金額は以下の通りである（04-05年度13.6百万ドル、05-06年度17.7百万ドル、06-07年度17.8百万ドル、07-08年度17.6百万ドル）。

オーストラリアでは、予算は単年度について議会で審議・承認されるが、行政部局は「後年度見積り」を付けた形で予算を編成する。予算プログラムごとに、当該年度予算と、その後の3ヶ年度の計画として後年度見積りが提示される。

後年度見積りは議会の議決を得るわけではないから、行政部局としては前年度時点での後年度見積りと異なる当該年度予算案を編成することは可能である。しかしながら、各州との事前協議・調整によって策定される事業で、各州政府と連邦政府とがプログラム費用を共同で負担する方式のものの場合、変更のための再調整や手続きの負

担が非常に大きくなることから、変更する事例は少ないとされている。

—参考—

(Far m B i s 第3期の概要)

	ビクトリア州	クイーンズランド州	西オーストラリア州	南オーストラリア州	タスマニア州	北部準州
基金規模	12 百万ドル	22 百万ドル	10 百万ドル	14 百万ドル	3.6 百万ドル	
補助率	50 % 原住民 75 %	50 %	50 %	65 %	65 %	75 % (個人) 80 % (団体)
対象コ ー スの補 助 限度額等	下限 団体 150 ^{F_h} (1 人当り) 個人 250 ^{F_h} 上限 5000 ^{F_h}	下限 250 ^{F_h} 上限 団体 4000 ^{F_h} (1 人当り) 個人 10000 ^{F_h} (年間)			下限 団体 1000 ^{F_h} (総額) 個人 250 ^{F_h} 上限 団体 50000 ^{F_h} (総額) 個人 10000 ^{F_h} (4 年間)	上限 個人 12000 ^{F_h} (年間) 団体は 2 以上の経営 から 4 人以上が参加 することを要する
期間	2005.2.8 ~ 2007.6 月	2005.4 月 ~ 2008.6 月	2005 ~ 2008.6 月	2005 ~ 2008.6 月	2005 ~ 2008.6 月	2005 ~ 2008.6 月
保育費補 助	保育費：合理的範囲	75 % (上限 75 ^{F_h} / 日)		35 ^{F_h} / 日まで	100 %	50 %
その他の 補助	休業管理費：合理的 範囲 交通費：100km 超 分 乗用車 61 ^{ギン} / km バス・列車・飛行 機は全額 ただし、 下限 25 ^{F_h} 上限 366 ^{F_h} 宿泊費：50 % 上限 75 ^{F_h} / 日	地図作製費 50 % (上限 400 ^{F_h}) 通訳費用 全額 (団体研修のみ) (上限 1000 ^{F_h})			交通費： 40km 超分 通常の政府単価 の 60 % 離島からタスマニ ア州本島への飛行 機 100 % (上限 3 往復)	研修教材： 1 人 100 ^{F_h} まで 一定の場合の州間交 通費，宿泊費
研修項目	・ 1000 コース以上	・ 500 コース以上	・ 357 コース	・ 286 コース	・ 116 コース	

	・6 カテゴリー 人間管理 財務管理 販売 一般経営管理 生産管理 天然資源管理	・6 カテゴリー 人的資源管理 財務管理 販売 一般経営管理 生産管理 天然資源管理	・6 カテゴリー 人間管理 財務管理 販売 一般経営管理 生産管理 天然資源管理／ 生物多様性	・6 カテゴリー 人間管理 財務管理 一般経営管理 販売 生産管理 天然資源管理／ 生物多様性	・6 カテゴリー 人間管理 財務管理 一般経営管理 販売 生産管理 天然資源管理／ 生物多様性	・6 カテゴリー 人間管理 財務管理 一般経営管理 販売 生産管理 天然資源管理／ 生物多様性
対象者	第一次産業生産者 (漁業, 狩猟含む) 土地管理者 原住民の土地所有者 ・土地管理者	第一次産業生産者 (漁業, 狩猟含む) 土地管理者 原住民の土地管理者	第一次産業生産者 (漁業含む) 土地管理者 原住民の土地管理者 狩猟者	第一次産業生産者 (漁業含む) 土地管理者 原住民の土地管理者 狩猟者	第一次産業生産者 (漁業含む) 土地管理者 原住民の土地管理者 狩猟者	第一次産業生産者 土地管理者
担当部局	Department of Primary Industries 実施を Rural Finance Corporation に委任	Department of Primary Industry and Fisheries 実施を Queensland Rural Adjustment Authority が担当	Department of Agriculture and Food	Primary Industries and Resources SA	Department of Primary Industries and Water	Department of Primary Industry, Fisheries and Mines

出典：豪州連邦政府のプレスリリース，各州の FarmBis ホームページ掲載の資料からとりまとめ。

(FarmBisの実施例：1998年7月から2001年6月までの第1期の例)

	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クイーンズランド州	西オーストラリア州	南オーストラリア州	タスマニア州	北部準州
補助率	75 %	75 %	50-75 %	50 %	75 % (品質管理は 50 %)	75 %	75 %
個人の補助限度額							
上限	1500 ^{F_h} (1 活動につき 1 日当り) 2000 ^{F_h} (1 経営体につ き 1 活動当り)	3000 ^{F_h} (1 コース当り) 3500 ^{F_h} (1 人当り) 7000 ^{F_h} (1 経営体当り)	1000 ^{F_h} (1 年当り) 5000 ^{F_h} (1 経営体当り)	コースにより異 なる。例えば、 コンピュータ研修： 1 日 150 ^{F_h} 品質管理： 1 経営体 1500 ^{F_h}	750 ^{F_h} (1 活動当り) 3000 ^{F_h} (1 年当り)	3000 ^{F_h} 7000 ^{F_h} (1 経営体につ き 実施期間中)	1500 ^{F_h} (年間)
下限	60 ^{F_h} (補助対象経費)	187.5 ^{F_h}	250 ^{F_h}	無し	250 ^{F_h}	250 ^{F_h}	無し
団体の補助限度額							
上限	2000 ^{F_h} (1 経営体につ き 1 活動当り)	3500 ^{F_h} (1 人当り) 7000 ^{F_h} (1 経営体当り)	時期により変化 2000.8 以降は、 2000 ^{F_h} (1 人当り) 30000 ^{F_h} (団体 1 年当り)	5000 ^{F_h}	40000 ^{F_h} 3000 ^{F_h} (団体 1 年当り)	40000 ^{F_h} 3000 ^{F_h} (1 人当り) 7000 ^{F_h} (1 経営体につ き 実施期間中)	12000 ^{F_h} (年間)
下限	60 ^{F_h} (補助対象経費)	112.5 ^{F_h} (1 人当り)	250 ^{F_h}	無し	250 ^{F_h} (1 人当り)	1000 ^{F_h}	無し
参加者の宿泊費、 食費、交通費の補 填	75 % (最低補填額 25 ^{F_h}) (交通費、宿泊 費)	無し	交通費につき移 動の距離・困難 度を勘案して支 払うことがある。 る。	無し	無し	50 % (研修に必須の 保育費・介護費 ・交通費・食費 ・宿泊費)	100 ^{F_h} までの教 材費(1 人当り) 往復 200km 以 上の交通費 宿泊費の 75 %

出典：A B A R E (豪州農業資源経済局資料) (2002) "Economic evaluation of the FarmBis I Program"からとりまとめ。

〔カントリーレポート：オーストラリア 付属資料3〕

オーストラリアにおける外国人の農用地取得規制等

(ポイント)

ー日本人が豪州で農地を購入して農業経営を行う場合の規制ー

○連邦政府

- ・海外直接投資の事前認可制度：一定額以上の農地購入は事前認可が必要
- ・査証：自らが現地で農業経営を行うならば対応する査証が必要

○州政府

外国人のみを対象とする規制は無い

1. 豪州における外国人による農用地取得等に関する規制の枠組み

豪州では、外国人が農地を購入して農業経営を行おうとする場合、連邦政府レベルの規制としては、土地取得に際しての海外直接投資の事前認可制度及び現地で事業経営をするための査証、がある。また、州政府独自の規制もあり得るところである。

2. 連邦政府による規制：その1（土地取得の規制（海外直接投資の事前認可制度））

(1) 外資が第一次産業ビジネスやその資産を購入する場合には、以下の場合、海外投資の事前認可が必要であり、そのための申請が必要となる。(あるビジネスが第一次産業ビジネスと分類されるには、農用地（第一次産業を営むために、全体としてその目的のみのために使用される土地）でない土地（都市部の土地）が総資産額に占める割合が 50 %を上回らないことが必要である。すなわち、農用地が総資産額に占める割合が 50 %以上であることが必要。なお、「土地」には建物その他の構造物を含む。)

1) 総資産額が1億豪ドルを超える場合

2) 総資産額に占める都市部の土地の割合が 50 %以上の場合（総資産額が1億豪ドル以下であっても事前認可が必要）

3) 外国政府による買収の場合（総資産額が1億豪ドル以下であっても事前認可が必要）

申請がなされると、当該海外投資が豪州の国家の利益に反しないかが審査される。審査の結果、認可を拒否される案件は少ない（1 %余り）。

- (2) この規制は、外資による、上記(1)の1)～3)の各ケースに該当する場合の農用地買収を対象とするものである。したがって、それ以外の場合には事前認可を要することなく購入が可能である。

すなわち、外国人であっても、総資産額が1億豪ドルを超えず都市部の土地の割合が総資産額の5割未満の農地を購入する場合には事前認可は必要とされない。

また、総資産額1億豪ドルを超える場合や都市部の土地の割合が大きい場合であっても、豪州の永住権を持ち通常豪州に居住している外国人であれば、外資ではないものと扱われるので、その買収には事前認可は必要とされないこととなる。

3. 連邦政府による規制：その2（査証の問題）

- (1) 日本人が豪州において農用地を購入し自ら農業経営を行う場合の問題（査証）

上記の海外直接投資の問題をクリアしたとしても、日本人が豪州で自ら農業経営を行おうとするのであれば、豪州国内で事業を行うことが可能な査証を得ていなければならない。

- (2) 事業主暫定査証（サブクラス 160）が該当する査証であるが、その取得のための要件として、45歳以下（州政府などのスポンサーがあれば55歳以下）という年齢要件、英語能力要件（スポンサーがあれば不要）、50万豪ドル（州政府などのスポンサーがあれば25万豪ドル）の資産を豪州に移管するという資産要件、等が必要となる。

4. 州政府による土地取得の規制

- (1) クイーンズランド州

外国人にのみ適用される、州政府の規制はない。

- (2) ヴィクトリア州

外国人にのみ適用される、州政府の規制はない。

- (3) 西オーストラリア州

外国人にのみ適用される、州政府の規制はない。

(参考)

豪州連邦政府による外資による土地買収の事前認可制度
(農用地に限定せず)

1. 豪州連邦政府は、外資による土地の買収について、一定の場合、海外投資の事前認可を求めている。海外投資の事前認可の申請がなされると、当該海外投資が豪州の国家の利益に反しないかが審査される。

(1) 都市部の土地（農用地でない土地）を取得するときは次の場合に事前認可が必要。

- 1) 住宅地、宿泊施設（総資産額の多寡にかかわらず事前認可が必要）
- 2) 空き地（総資産額の多寡にかかわらず事前認可が必要）
- 3) 開発された商工用地で総資産額が5千万豪ドルを超える場合
- 4) 外国政府による買収の場合（総資産額の多寡にかかわらず事前認可が必要）

(2) 農用地を取得するときは次の場合に事前認可が必要。

- 1) 総資産額が1億豪ドル（※）を超える場合
- 2) 総資産額に占める都市部の土地（もっぱら第一次産業の用に供されるのではない部分）の割合が50%以上の場合（総資産額の多寡にかかわらず事前認可が必要）
- 3) 外国政府による買収の場合（総資産額の多寡にかかわらず事前認可が必要）

※：2007年1月1日現在。従来は5千万豪ドルとなっていた。また、米国に関しては、この上限が8億7100万豪ドルである（2007年。物価スライドにより年々上昇）。

(3) 都市部の土地と農用地（地方の土地）

- ・ 都市部の土地とは、地方の土地（農用地）とは考えられない土地である。
- ・ 地方の土地とは、第一次産業を営むために、全体としてその目的のみのために使用される土地と定義される。
- ・ 第一次産業は、以下の活動から直接的に生じる生産を意味する。

土地の耕作

動物又は家禽類やその体から生じる生産物の販売を目的とした飼養

漁業

林業

園芸作物生産

原料を生産した者による乳製品の製造

(4) 農地を保有する会社の株式等の取得

農地を資産として保有している豪州企業の多数株（外資が1名の場合は15%以上。2

名以上の場合は 40 %以上) を購入する場合にも、その企業の資産総額が 1 億ドルを超える場合には、事前認可が必要。

2. 外資（外国人）

(1) 事前認可の対象となる外資（外国人）は以下のように定義される。

- 1) 豪州に通常居住しない自然人
- 2) 豪州に通常居住しない自然人又は外国の会社が支配権を有する会社
- 3) 豪州に通常居住しない自然人又は外国の会社の 2 名以上で支配権を有する会社
- 4) 土地信託の受託者で豪州に通常居住しない自然人又は外国の会社が実質的利益を有するもの
- 5) 土地信託の受託者で豪州に通常居住しない自然人又は外国の会社の 2 名以上で実質的利益を有するもの

※支配権、実質的利益は、2), 4) の場合は 15 %, 3), 5) の場合は 40 %。

(2) 外資とならない「豪州に通常居住する外国人」

外国人であっても、豪州に通常居住する者は外資とはならない。

海外投資法第 5 条 A により、ある時点で豪州に通常居住する外国人は次のように規定されている。

- ・ その時点に先立つ 1 年間のうち 200 日以上豪州に在ったこと。かつ
- ・ その時点において、次のいずれかを満たすこと。
 - i) 豪州において継続的に豪州にとどまることについて法的な期間制限がない。
 - ii) 豪州にいないが直近の離豪の直前において継続的に豪州にとどまることについて法的な期間制限がなかった。

この条件を満たす外国人は、永住権を認められた査証を持つ者、ということになる。

(永住権査証の要件は、次項の「豪州への移住可能なビザ（事業関連）」を参照)

3. 審査（国家の利益）

審査・認可は、海外投資審査会（Foreign Investment Review Board）が行う。

それに反した場合認可が拒否されることになる「国家の利益」とは何か、法律には定義されていないが、現行の国家政策及び法律、国家安全保障、経済発展といった要素について検討される。

海外投資案件の審査結果をみると、最近の 6 年間（00-01 年度から 05-06 年度）で認可を拒否された案件は、件数で全体の 1.3 %, 金額で 1.5 %である。

(別紙) 豪州への移住可能なビザ (事業関連)

名称	対象	適格・審査項目	期間
事業主暫定査証：スポンサー無し (サブクラス 160)	現在又は過去に事業主であり、豪州で新規事業設立又は既存事業への参加を希望する事業者に対して発給	45 歳以下 英語評価 (IELTS テスト) 事業経験 20 万豪ドルの事業純資産を保有 50 万豪ドルの事業又は個人資産を 2 年以内に豪州へ資金移管可能 等	4 年間 基準を満たせば永住査証への切り替え申請を行うことができる。
事業主暫定査証：州政府などのスポンサー有り (サブクラス 163)		55 歳以下 事業経験 25 万豪ドルの事業又は個人資産を 2 年以内に豪州へ資金移管可能 等	4 年間 基準を満たせば永住査証への切り替え申請を行うことができる。
事業主永住査証：スポンサー無し (サブクラス 890)		事業主 (又は投資家、上級役員) 暫定査証を保有 2 年以上の事業所有権の保持 25 万豪ドルの事業又は個人資産を保有 暫定査証での 2 年以上の居住実績 等	永住権
事業主永住査証：州政府などのスポンサー有り (サブクラス 892)		事業主 (又は投資家、上級役員) 暫定査証を保有 2 年以上の事業所有権の保持 暫定査証での 2 年以上の居住実績 等	永住権
投資家暫定査証：スポンサー無し (サブクラス 162)	現在又は過去に投資を含む事業運営に携わってきた人で豪州における投資・事業を行おうとする者が対象	45 歳以下 英語評価 (IELTS テスト) 申請時点で豪州内の指定分野に 150 万豪ドルの投資があること 225 万豪ドルの純資産を保有 等	4 年間 基準を満たせば永住査証への切り替え申請を行うことができる。
投資家暫定査証：州政府などのスポンサー有り (サブクラス 165)		55 歳以下 申請時点で豪州内の指定分野に 75 万豪ドルの投資があること 112.5 万豪ドルの純資産を保有 等	4 年間 基準を満たせば永住査証への切り替え申請を行うことができる。
投資家永住査証：スポンサー無し (サブクラス 891)		投資家暫定査証を保有 適格事業、投資活動を継続 最低 4 年間、指定分野の投資を継続	永住権

投資家永住査証：州政府 などのスポンサー有り (サブクラス 893)		暫定査証での 2 年以上の居住実績 等 スポンサー有りの投資家暫定査証を保有 適格事業、投資活動を継続 最低 4 年間、指定分野の投資を継続 暫定査証での 2 年以上の居住実績 等	永住権
上級役員暫定査証：スポンサー無し (サブクラス 161)	年間売り上げ 5 千万豪ドル (スポンサー有りの場合は 1 千万豪ドル) 以上の企業に て、上位 3 席のポジション についている役員で、新規 事業又は既存事業への参加 を希望する者が対象	45 歳以下 英語評価 (IELTS テスト) 直近 4 年間で 2 年以上上位 3 席にある 50 万豪ドルの事業又は個人資産を 2 年 以内に豪州へ資金移管可能 等	4 年間 基準を満たせば永住査証への切り 替え申請を行うことができる。
上級役員暫定査証：州政府 などのスポンサー有り (サブクラス 164)		55 歳以下 直近 4 年間で 2 年以上上位 3 席にある 25 万豪ドルの事業又は個人資産を 2 年 以内に豪州へ資金移管可能 等	4 年間 基準を満たせば永住査証への切り 替え申請を行うことができる。
優良事業主査証 (サブクラス 132)	優良事業家で豪州の既存又 は新規の事業に真剣かつ現 实的に取り組む意思のある 人が対象	55 歳以下 州政府などのスポンサーが有ること 40 万豪ドルの事業純資産を保有 150 万豪ドルの事業又は個人資産を 2 年 以内に豪州へ資金移管可能 優秀な事業経歴を保有 等	永住権
(参考)			
投資退職者査証 (サブクラス 405)	退職後豪州での生活を目的 とし、豪州滞在中に経済的 又は福利上も豪州に負担を かけない資金を有する人が 対象	主申請者が 55 歳以上 配偶者以外の扶養家族が無い 州政府のスポンサーシップが有ること 州政府に債券投資すること 自己支援できる十分な資産を保有	4 年間 更新可能だが、永住権につながら るものではない。

〔カンントリーレポート：オーストラリア 付属資料 4〕
豪州のFTAの状況と豪州政府が関与した合同研究等における影響試算

国名	経緯	関税撤廃の概要	合同研究等での影響試算
ニュージーランド	1983年1月発効	1990年までに、全ての関税を撤廃	
シンガポール	2000年11月交渉開始を發表 2001年4月から2002年10月までに10回の交渉会合 2003年2月17日署名 2003年7月28日発効	発効の日から、相互に全ての関税を撤廃	(豪州独自の分析) The Cost and Benefits of A Free Trade Agreement with Singapore(2001年9月, ACCESS ECONOMICS Pty Limited for DFAT) ・サービス貿易の規制が実質的に削減されることにより、豪州の金融サービスで毎年8-20百万ドル、教育サービスで毎年50百万ドルの追加利益が見込まれる。
タイ	2002年5月交渉開始を發表 2003年10月合意 2004年7月署名 2005年1月発効	タイ側は、2025年までに全ての関税を撤廃 豪州側は2015年までに全ての関税を撤廃	(両国の共同研究) Australia-Thailand Free Trade Agreement, Joint Scoping Study (2002年4月, 豪DFAT, タイ商務省, CIE) ・APG-Cubedモデルで分析: 即時完全自由化される場合、20年間で、豪州のGDPは66億米ドル増加 (2002年3990億米ドル) タイのGDPは252億米ドル増加 (2002年1260億米ドル) (豪州独自の分析: 合意成立を受け、移行期間を加味して試算) The Australia-Thailand Free Trade Agreement: economic effects (2004年3月, CIE for DFAT) ・APG-Cubedモデルで分析: 20年間で、豪州のGDPは24億米ドル増加 (2002年3990億米ドル) タイのGDPは68億米ドル増加 (2002年1260億米ドル)
米国	2002年11月14日交渉開始を發表 2003年3月から2004年2月まで5回の交渉会合 2004年2月8日に妥結 2004年5月署名 2005年1月発効	豪州側は、2015年までに全ての関税を撤廃 米国側は、2025年までに砂糖、乳製品を除く全ての関税を撤廃 (砂糖については、現行の関税割当を数量・関税率ともに維持、乳製品は枠内無税化と枠拡大を行うものの関税	(豪州独自の分析) Economic Impact of an Australia-United States Free Trade Area(2001年6月, CIE for DFAT) ・APG-Cubedモデルで分析: 2006年までに完全自由化される場合、20年間で、豪州のGDPは155億米ドル増加 (2000年3820億米ドル) 米国のGDPは169億米ドル増加 (2000年99630億米ドル) ・GTAPモデルでの分析 豪州のGDPは0.34%増加 米国のGDPは0.02%増加

豪ASEA Nニユー ジューラン ド	2004年11月30日交渉開始に合 意 2005年2月に交渉会合を開始 2007年12月までに12回の交渉 会合	割当を維持)	豪州からの対米輸出が、乳製品で354%、砂糖で2551%増加(肉類7.77%) ・砂糖について部分均衡分析を実施 ----- (豪州独自の分析) Potential impact of the US FTA on the Queensland sugar industry (2003.12 10, CIE for クイーンズランド州開発省) ・CIE開発のGlobal Sweetener Markets model及びQueensland sugar industry modelで分析: 米国の対豪州砂糖TRQが初年(2004年)に25万トン増加し、以後 毎年11万トン拡大して8年目に完全自由化する場合。2015年までに豪州の砂糖 産業が得る利益は、 米国が他国への割当量を維持する場合、20.46億ドル 米国が他国への割当量を削減する場合、22.47億ドル ----- (豪州独自の分析) Economic analysis of AUSFTA Impact of the bilateral free trade agreement t with the United States (2004年4月, CIE for DFAT): 現実の豪米FTAの内 容(砂糖の除外、関税の段階的撤廃等に即しての分析) ・G-Cubedモデルで分析: 2005~2025年の20年間で、 豪州のGDP0.7%押し上げられ、577億ドル増加 ・GTAPモデルでの分析 豪州からの対米輸出が、33.49億ドル増加 うち、乳製品で1.13億ドル、牛肉で4.09億ドル、(砂糖関連0.32億ドル)
		(交渉中)	(豪州分析) Economic benefits from an AFTA-CER free trade area Year 2000 study (2 000年6月, CIE for DFAT) ・APG-Cubedモデルで分析: 全ての関税を、2002年までに5%以下とし、2005年 までに撤廃する場合、2010年までに、 CER(豪州・NZ)のGDPは225億米ドル増加 AFTAのGDPは256億米ドル増加 (2000年10月のAFTA-CER閣僚会議に対するハイレベルタスクフォースの報告 で上記分析を引用。同閣僚会議時点では、FTA推進は見送られた)
中国	2003年10月FTAのフイージビリ		(共同研究) Australia-China Free Trade Agreement Joint Feasibility Study(2

	ティスタデイ開始に合意 2005年4月に交渉開始に合意 2005年5月から2007年11月までに10回の交渉会合	(交渉中)	005年3月, DFAT, 中国商務部) ・経済モデルによる分析(豪州DFATの委託によりCentre of Policy Studiesが実施した模様)では, 2006年に完全自由化される場合, 2006-2015年の10年間で, 豪州のGDPは244億ドル(180億米ドル)増加 中国のGDPは5297億RMB(64億米ドル)増加 年間GDP成長率を豪州で0.039%, 中国で0.042%押し上げる。 (モデルについての説明は記載されていない)
マレーシア	2004年7月, FTA締結に向けた検討作業の開始に合意 2005年4月7日交渉開始に合意 2005年5月から2007年6月までに4回の交渉会合を実施	(交渉中)	(豪州の分析) An Australia-Malaysia Free Trade Agreement: Australian Scoping Study (2005年2月, 豪外務貿易省) ・APG-Cubedモデルで分析: 2007年に即時完全自由化される場合, 2027年までの20年間で, 豪州のGDPは19億ドル増加(2003年名目5080億米ドル) マレーシアのGDPは182億RM(64億ドル相当)増加(2003年名目1030億米ドル) ・GTAPモデルでの分析: GDPは掲載せず。セクターごとの影響を文章で記述(表は掲載せず) [CIEが外務貿易省に提出した分析を取り入れて作成されたと思われる。CIEの分析ではGTAPの品目別一覧も掲載されている]
アラブ首長国連邦(UAE)	2005年3月15日に交渉開始を発表 2005年中に3回の交渉会合を実施 2006年6月, GCC全体とのFTA交渉に統合することを検討する旨発表	(GCC全体との交渉に変更)	2005年11月Report on the Australia-United Arab Emirates Free Trade Agreement (詳細は不詳。2006年後半から, 豪州外務貿易省のホームページでUAEとのFTA関連情報を閲覧できなくなり, 同年末「GCCとのFTA」に項目名が変更された)
湾岸協力理事会(GCC)	2007年8月から11月までに2回の交渉会合	(交渉中)	豪州政府は, 2006年12月, 交渉を行う利益があるとする報告をとりまとめ。(一般からのコメント等を踏まえたもので, 計量分析は含まれていない)
日本	2003年7月から2005年4月まで「日豪貿易経済枠組み」に基づき共同研究を実施	(交渉中)	2005年4月joint study into the costs and benefits of trade and investment liberalization between Australia and Japan(「日豪貿易経済枠組み」に基づく共同研究)

	2005年4月FTAのメリット、デメリットも含めた経済関係強化方策の政府間共同研究に合意 2005年11月から2006年9月までに5回の会合を実施 2006年12月12日交渉開始に合意 2007年11月までに3回の交渉を実施		- 豪州側の試算 (APG-Cubedモデル) : 20年間で、豪州のGDPは0.66%増加 (387億ドル増加) 日本のGDPは0.03%増加 (274億ドル増加) - 日本側の試算 (GTAPモデル) : 豪州のGDPは1.79%増加 日本のGDPは0.13%増加 日本の農業生産は、穀物で21.1%減、乳製品で10.1%減
韓国	2006年12月6日、民間機関間でFTAの可能性に関する共同研究を行うことを発表	(民間での共同研究)	Costs to Korea from not entering an FTA with Australia (2006年7月, CIE for DFAT) 改造GTAPモデル (動学モデル化) により試算: 豪州が日本、中国とFTAを締結したと仮定し、韓国が豪州とFTAを締結しない場合の韓国の失う「得べかりし利益」は、2040年までに、 GDPで1210億米ドル (貿易転換効果と生産性向上の機会の逸失等) [CIEがホームページに掲載しているが、外務貿易省は掲載していない]

注. 特記しない限り、「ドル」は豪ドルを意味する.

〔カンントリーレポート：オーストラリア 付属資料5〕
オーストラリアのWTO紛争案件一覧

○ 豪州が「申立国」となったもの

番号及び事案	申立国	被申立国	経過	ポイント
D S 35 ハンガリーによる農産品についての輸出補助金	豪州, アルゼンチン, カナダ, ニュージーランド, タイ, 米国	ハンガリー	1996.3.27 申立 1997.7.30 合意解決 (ただし, 正式には申立は取り下げられていない)	ハンガリーが約束表にない品目に, かつ, 約束水準を超えて輸出補助金を出したことは協定に違反する, と申立 ハンガリーが, WTO義務の免除 (ウェバー) を求めること, で合意解決。 日本, ウルグアイが第三国参加。
D S 91 インドによる農産品, 繊維, 工業製品の輸入数量規制	豪州	インド	1997.7.16 申立 1998.4.23 合意解決	米国の申立 (D S 90) と同内容。インドが輸入数量規制を撤廃することで, 相互に合意して解決
D S 169 韓国による牛肉輸入に関連する措置	豪州, 米国	韓国	1999.4.13 申立 2000.7.31 パネル報告 2000.12.11 上訴審報告 2001.9.25 韓国が履行を報告	韓国が輸入牛肉の輸入・販売ルートを制約, 特別な条件を課していること等を, WTO違反と申立て,。 パネルは, 韓国はWTO違反と報告。上訴審でも, 若干緩和されたが, WTO違反とされる。 カナダ, ニュージーランドが第三国参加
D S 178 米国による豪州産羊肉の輸入に対するセーフガード	豪州, ニュージーランド	米国	1999.7.23 申立 2000.12.21 パネル報告 2001.5.1 上訴審報告 2001.6.20 米国が履行意思を報告	米国が1999.7. T R Qの形でセーフガードを導入したのがセーフガード協定違反と申立。 パネルは, 申立側は深刻な被害や米国の調査方法の不備を証明していないとしつつ, 米国の協定違反を報告。上訴審もこれを維持。 カナダ, E C, アイスランド, 日本, ニュージーランドが第三国参加
D S 217 米国によるダンピングと補助金の相殺法の継続 (いわゆるバード修)	豪州, ブラジル, チリ, E C, インド, インドネシア, 日本, 韓	米国	2000.12.21 申立 2002.9.16 パネル報告 2003.1.16 上訴審報告 2003.6.13 仲裁報告	米国のバード修正条項がWTO協定違反と申立。同様の申立はD S 234 (カナダ, メキシコ) が行っている。 パネルは, 米国はアンチダンピング協定違反, 補助金協定違反と報告。上訴審もこれを維持。

正条項)	国, タイ	2004.8.31 仲裁報告	申立者は、米国による是正措置実施のための期限決定の仲裁を要請、2003.6.13 に、同年 12.27 が期限と決定。 2004.1, ブラジル, 日本等が、履行期限超過を理由に譲許停止を要請し、米国がこれにつき仲裁を要請。同年 8.31 仲裁は、譲許停止の程度について判断。 その後、E C, カナダ, 日本が譲許の停止を通告。 2006.2.17, 米国がWTO整合化のための改正法成立を報告し、各国は歓迎するものとおお不十分との認識を表明。 アルゼンチン, カナダ, コスタリカ, 香港, 中国, イスラエル, メキシコ, ノルウェーが第三国参加 E Cは砂糖に約束以上の輸出補助金を支出し、また輸入砂糖を不利に扱っており、農業協定等に違反する、と申立。同様の申立はD S 266 (ブラジル), D S 283 (タイ) が行っている。 パネル報告は、E Cの砂糖制度は実質的に輸出補助金として機能しており、農業協定に違反するとの主旨の報告。上訴審でもこの主旨が維持された。 2005.10 の仲裁報告では、E Cの是正措置の期限を2006.5.22 とした。 バルバドス, ベリーズ, ブラジル, カナダ, 中国, コロンビア, フィジー, ギアナ, インド, ジャマイカ, ケニア, マダガスカル, マラウイ, モーリシャス, ニュージーランド, パラグアイ, セントキッツ・ネービス, スイス, タンザニア, タイ, トリニダードトバゴ, 米国, コートジボアールが第三国参加 E Cは農産品・食品の商標やG Iに関して外国製品に内国民待遇を与えておらずT R I P s 協定等に違反、と申立。同様の申立はD S 174 (米国) が行っている。 パネルは、E CはWTO義務に違反と報告。 E Cは 2005.5.19 会合で是正措置実施の意思を表明、 2006.4.21 会合で措置実施完了を報告したが、米国、豪州
D S 265 E Cによる砂糖輸出補助金	豪州	2002.9.27 申立 2004.10.15 パネル報告 2005.4.28 上訴審報告 2005.10.28 仲裁報告	E C
D S 290 E Cによる農産品・食品の商標及び地理的表示の保護	豪州	2003.4.17 申立 2005.3.15 パネル報告	E C

					は納得せず。 アルゼンチン、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロン ビア、ガテマラ、インド、メキシコ、ニューージーランド、 トルコ、米国が第三国参加
--	--	--	--	--	--

○ 豪州が「被申立国」となったもの

番号及び事案	申立国	被申立国	経過	ポイント
D S 18 豪州による鮭輸入に関する措置	カナダ	豪州	1995.10.5 申立 1998.6.12 パネル報告 1998.10.20 上訴審報告 1999.2.23 仲裁報告 2000.2.18 遵守パネル報告	豪州が検疫上の理由（24 種類の病原体を保有しているおそれがある）でカナダからの未調理の鮭の輸入を禁止していることを、ガット及び S P S 協定違反と申立。 パネルは、必要以上に貿易制限的である等とするカナダの主張を認め、豪州の措置は S P S 協定違反と報告。上訴審も協定違反との主旨を維持。 2000.2.18 の報告では、豪州が規制を変更しそのまま消費できる品（切り身）だけを輸入可能としたのは、協定整合化のための是正措置として不十分であり、協定違反状態が継続しているとされた。 E C, インド, ノルウェー, 米国が第三国参加
D S 21 豪州による鮭類輸入に関する措置	米国	豪州	1995.11.20 申立 1999.6.16 パネル設置 2000.11.1 合意解決	D S 18 と同じ規制に関するもの。 1999.6.16 設立されたパネルは、同年 11.8 一時停止 (D S 18 の状況を見るため)。その後、豪州が米国、カナダと協議を行い両者が合意解決した旨が報告された（豪州は、頭と内臓を除去すること等の条件のもと輸入を認めることとなった）。 カナダ, E C, 香港, 中国, アイスランド, インド, ノルウェーが第三国参加
D S 57 豪州による繊維、衣類、履き物の輸入信用制度	米国	豪州	1996.10.7 申立	豪州が皮革製品に与えている補助が、補助金協定違反と申立。 1996.11.25 の U S T R の公式発表からすると、本件は解決済み。
D S 106 豪州の自動車用皮革の生産者・輸出者に対する補助金	米国	豪州	1997.11.10 申立	豪州が自動車用皮革に関して禁止されている補助金を出していることは、補助金協定違反、と申立。 パネルが設立されたが、1998.6.11 米国はパネル要請を取り下げ。D S 126 を参照。
D S 119 豪州による非木質光沢	スイス	豪州	1998.2.20 申立 1998.5.25 合意解決	スイスからの非木質光沢紙の輸入に豪州から暫定的アンチダンピング措置が課されたことにつき、アンチダンピング

紙の輸入へのアンチダンピング措置	米国	豪州	1998.5.4 申立 1999.5.25 パネル報告 2000.1.21 遵守パネル報告 2000.7.31 合意解決	豪州が自動車用皮革に関して禁止されている補助金等を出していることは、補助金協定違反、と申立。 1999.5 パネルは、豪州政府による Howe/ALH 社への貸付は違反ではないが、「給付金」は違反補助金に当たる、と報告。 米国は豪州の是正措置はなお協定違反として遵守パネルを要請。遵守パネルは適切な是正をしていないと報告。その後、豪州が米国に対して補償を行うことで合意して解決。 E C、メキシコが第三国参加
			2002.10.18 申立 2003.8.29 パネル設置	バナナ等の生鮮果実・野菜に関する豪州の検疫措置について、S P S 協定、輸入免許手続き協定に違反する、と申立。2002.11、E C 及びタイも加わり、協議。パネルは設立されたが、未だにその報告は出されていない。 チリ、中国、E C、エクアドル、インド、タイ、米国が第三国参加
D S 270 豪州の生鮮果実・野菜の輸入に関する一定の措置	フィリピン	豪州	2002.10.18 申立	豪州の生鮮パインアップル検疫措置について、S P S 協定に違反する、と申立。2002.11、E C 及びタイも加わり、協議。 パネルは設立されていない。
D S 271 豪州の生鮮パインアップルの輸入に関する一定の措置	フィリピン	豪州	2002.10.18 申立	豪州の検疫の仕組みは原則として輸入禁止するものになっており、要請してもリスク評価が行われない事例がある、また、豚肉や鶏肉の輸入条件は必要以上に貿易制限的なものである、として S P S 協定違反であると申立。（パネルは設置されたが、報告は出されず） 2007.3.9、豪州の適切な保護レベルを尊重しつつ E C が指摘した問題に対処する（検疫の仕組みの透明性を高める。豚肉、鶏肉については協議を継続する）ことで合意。
D S 287 豪州の輸入検疫制度	E C	豪州	2003.4.3 申立 2003.11.7 パネル設置 2007.3.9 合意解決	カナダ、チリ、中国、インド、フィリピン、タイ、米国が第三国参加

グ協定違反として申立。

D S 367 豪州のニュージーランド産リンゴの輸入に関する措置	ニュージーランド	豪州	2007.8.31 申立 2008.1.21 パネル設置 豪州がニュージーランド産リンゴの輸入に課した検疫措置は、S P A 協定違反であると申立。 パネルが設置され、チリ、E C、日本、台湾、米国が第三国参加の権利を留保。
-------------------------------------	----------	----	---